

令和5年度

(令和5年4月から令和6年3月まで)

県営住宅

入居者募集の ご案内

■目次

1	申込み資格	P 1
2	申込みから入居まで	
2-1	定期募集の場合	P 2
2-2	通年募集の場合	P 3
3	申込み方法	
3-1	定期募集の方	P 3～5
3-2	通年募集の方	P 5
4	抽選の優遇措置	P 5
5	仮当選者の決定について	P 5
6	入居資格の失格事項	P 6
7	入居資格審査に必要な書類（仮当選した方、通年募集の方）	P 6～7
	・収入を証明する書類・第1期	P 8
	・収入を証明する書類・第2期～第4期	P 9
	・入居資格審査時必要書類チェックリスト	P 10
8	資格審査合格後、入居までの手続き	P 11
9	特定目的住宅等の取扱い基準について	P 12～14
10	収入基準の判定方法	P 15～20
11	県営住宅の位置図及び団地一覧表	P 21～41
12	県税の未納が無い証明書の発行窓口（県振興局税務部）	P 42
13	県営住宅入居申込書兼誓約書	P 43～48
14	県営住宅抽選結果通知書、県営住宅抽選番号通知書（はがき）	P 49～50
15	提出書類（自活状況申立書他）	P 51～P 56
16	長崎県住宅供給公社事務所のご案内図	P 57
17	令和5年度募集日程一覧表	裏表紙

長崎県土木部住宅課
指定管理者 長崎県住宅供給公社

県営住宅を申込まれる皆様へ

県営住宅は、県が国の補助を受けて建設した住宅で、県民・皆さんの大切な財産です。

県営住宅の入居申込みについては、いろいろな条件がありますので、入居申込書を書く前に必ずこの案内書をお読みください。

また、県営住宅に入居するにあたっては、皆様が快適な生活を営むための最低限のルールがありますので必ず守っていただく必要があります。

なお、近年のLGBTへの対応の社会的要請に応え、長崎市においては、「長崎市パートナーシップ宣誓」制度が導入されたことなどを踏まえ、LGBTのカップルについては、同宣誓又は宣誓に代わる証明資料の提示があれば、入居可能な世帯としての認定を行うこととしています。

入居者に守っていただく最低限のルール

- ① 家賃及び駐車場使用料は毎月末までにお支払いいただきます。家賃等を3か月滞納した場合は「住居の明け渡し請求対象」となります。
 - ② 団地の共益費は家賃とは別です。入居者の組織を通し必ず支払うこと。
 - ③ ゴミ置き場や通路、植栽等共用部分の清掃・維持管理を行いバルコニー・廊下等の共用部分は緊急時の避難経路となるため私物を置かないこと。
 - ④ 団地内及び住宅内において、騒々しい声を発したり、音を立てたりするような行為は厳に慎むこと。特に深夜早朝は、気を付けること。
 - ⑤ 建物の構造上、ある程度你的生活音等については、寛容の精神を持って受忍しましょう。
 - ⑥ 犬・猫・小鳥等ペットの飼育（敷地内への持込、餌やりも厳禁）は絶対にできません。
 - ⑦ 住宅や駐車場を使用する権利を他人に貸したり、譲渡したりすることはできません。
 - ⑧ 居住以外の用途には使用できません（事業所としての使用はできません）。
 - ⑨ 無断で、親族及び他人を同居（入居者の出産の場合を除く）させたり、模様替えをしないこと。
 - ⑩ 団地内及びその近隣での違反駐車は禁止します。
- ※上記のルールを守れない場合には、住居を明け渡していただくこととなります。

※退去時の原状回復義務について

退去の際には次に入居する方のため、入居当時の状態に修繕していただく必要があります。主な補修内容は、原状回復のための室内清掃費用、畳の表替え、襖紙の貼替え、床から1.8mの高さまでの壁クロスの貼替、または塗装の塗り替え費用、その他故意・過失により破損した部分の補修費用等で、約25万～35万円程度かかります。なお、金額については室内の使用状況や物価状況等により変動いたします。

個人情報保護について

長崎県及び長崎県住宅供給公社では、個人情報の保護に関する法律をはじめ、その他関係法令等を遵守し、個人情報を適正、かつ安全に取り扱うため、以下の方針に沿って個人情報の保護に努めます。

- 個人情報の使用目的について
提出いただいた情報は、県営住宅の申込みに係る入居者資格審査及び入居決定後の維持管理に使用いたします。
なお、申込書及び関係書類を提出いただいた場合は、この目的に同意したものとみなします。
- 利用、提供の制限について
収集した個人情報は、上記目的外には利用、提供いたしません。
- 適正な管理について
保有する個人情報は、漏えいや滅失を防止するため細心の注意を払い適正に管理します。

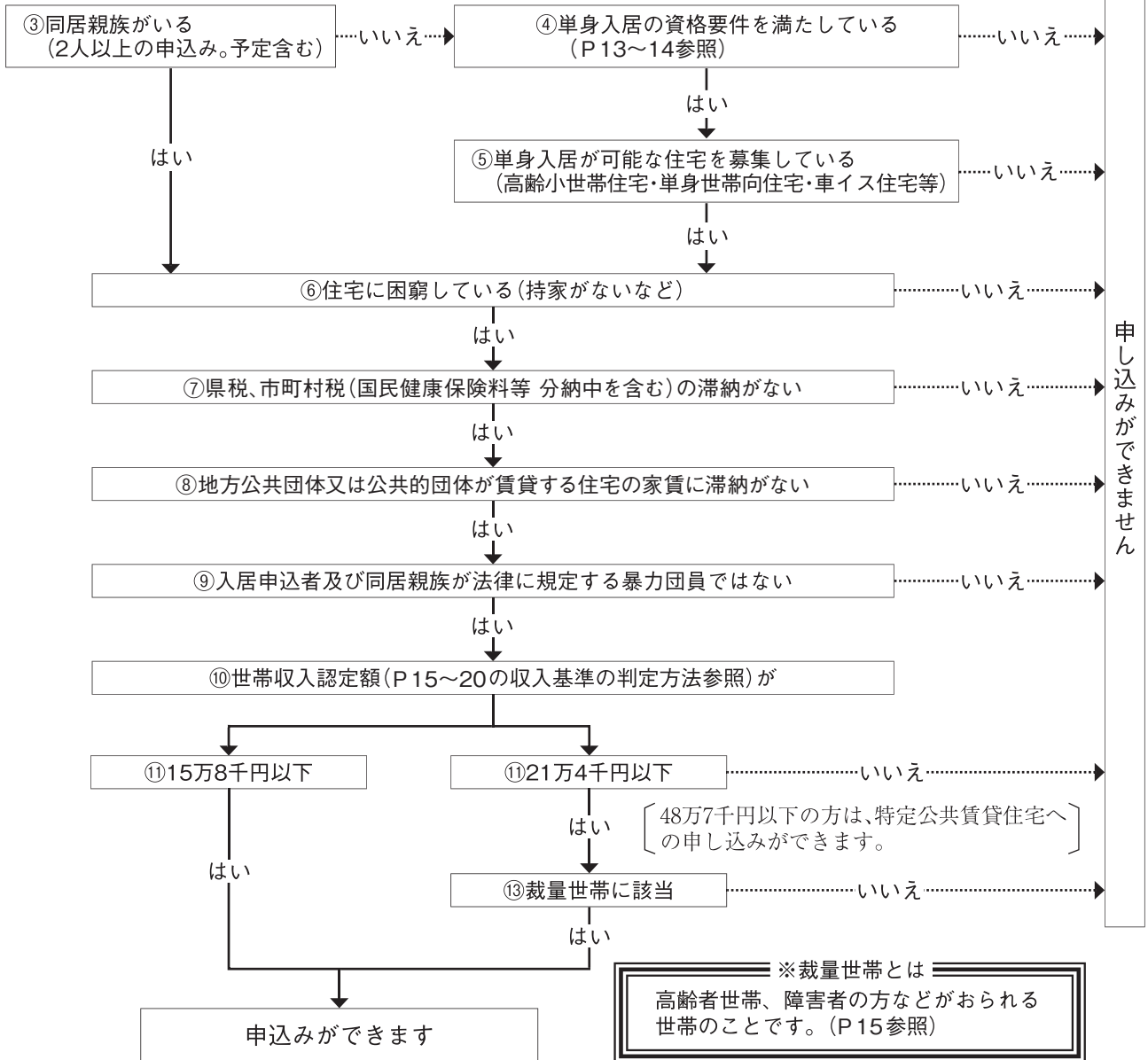
長崎県土木部住宅課・長崎県住宅供給公社

1. 申込み資格

- ① 自家所有者は下記〈特例〉に該当する場合のみ申込みができます。
 ② 原則として、公営住宅にお住まいの方は申し込みできません。特別な事情がある方は住宅公社にご相談ください。

入居資格の有無の確認

次の手順により確認してください。



〈特例〉

・自家所有者（同居親族に自家所有者がいる場合も含む）は、次のいずれかに該当する場合に限り、申し込むことができます。

(ア) 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、県営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する減失登記済証を提示できる場合。

→入居資格審査時に取りこわしの契約書等で確認します。

(イ) 差押、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合。

→入居資格審査時に所有権移転登記後の登記済証^{*1}、あるいは地方法務局登記部門発行の登記事項証明書^{*2}もしくは譲渡の相手先が決まっている売買契約書（ただし県営住宅入居後2か月以内に※1、※2のいずれかが提出されない場合、入居資格はなくなります。）で確認します。いずれかを提出されない場合は入居資格はなくなります。

2. 申込みから入居まで

2-1 定期募集の場合 申込みは原則郵送でお願いします。

※受付時提出が必要な書類。

郵送受付は①～③が、窓口受付は①②が必要です。

- ① P45～48「県営住宅入居申込書兼誓約書」
(郵送受付はP47・48複写式2枚目のみ)
(窓口受付はP45～48複写式2枚とも)
- ② P49・50「県営住宅抽選結果通知書」
(ハガキ63円切手を必ず貼ってください)
- ③ P49・50「県営住宅抽選番号通知書」
(ハガキ63円切手を必ず貼ってください)

- ・定期募集は、年4回(募集時期等は裏表紙参照)行います。
- ・①の入居申込書の太枠部分内に必要事項を記入及び押印をしてください。
- ・郵送受付と窓口受付で受付期間が異なります。裏表紙の募集日程一覧表でご確認ください。
(封筒 84円切手を必ず貼ってください)

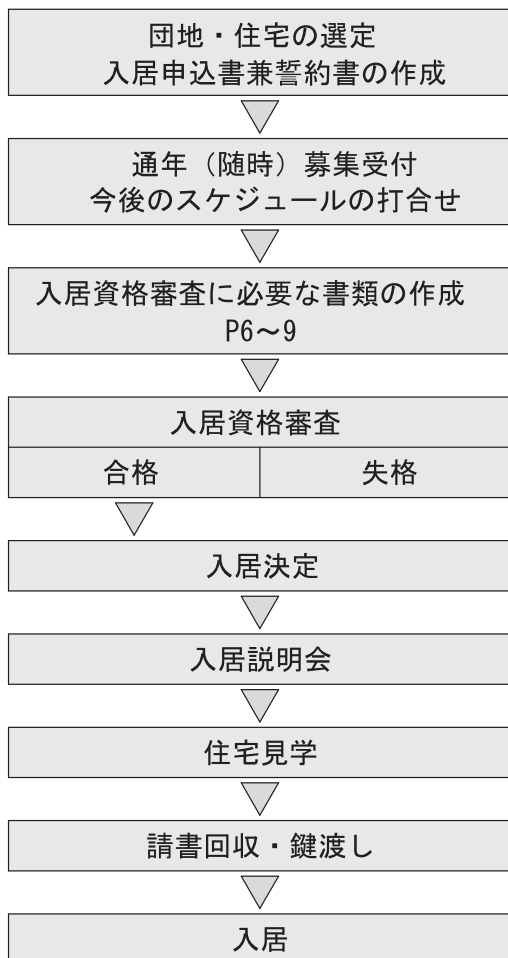


- ※その他注意事項
- 1) 各地区とも会場に駐車場は設けておりません。お車はお近くの有料駐車場をご利用ください。
 - 2) 入居資格審査後、入居説明等を行います。(2～3時間ほどかかります。ご容赦ください。)

2-2 通年募集の場合

※受付時提出が必要な書類。

① P45～48「県営住宅入居申込書兼誓約書」(P45～48 複写式2枚とも)



- ・通年募集は随時受付をしております。
- ・団地・住宅の選定については、公社窓口に着いている「通年募集一覧表」をご覧ください。
- ・①の入居申込書の太枠部分内に必要事項を記入及び押印をし申込みます。

※この時点では、あくまで仮当選と同じ状態です。

- ・資格審査に必要な書類(P6～9)を用意します。
- ・この間、入居資格(暴力団関係)を関係部署へ照会します。

※「入居資格の失格事項」(P6に記載)に該当する場合は失格となります。

※残念ながら、県営住宅には入居できません。

※追加書類の請求・提出 提出書類で確認できない場合、別の書類を追加提出いただき判定します。

※請書など作成いただく書類の説明や「もってこいノート」(住まいのしおり)のビデオを見ていただきます。(P11に記載)

- ・住宅および周辺の環境を下見していただきます。
- ・請書等の回収・敷金等納付の確認を行い、手続きが完了した方に鍵をお渡します。(P11に記載) 鍵を受領されたら、お引越しができます。
- ・入居可能日(指定日)から10日以内に入居を完了し、入居後14日以内に新住所の住民票謄本(世帯全員記載分・マイナンバー記載なしのもの)を提出していただきます。

3. 申込み方法

3-1 定期募集の方

(1) 申込団地の選定と書類への記入

申し込みを希望される方は、別添の「募集住宅(全住戸)家賃等一覧表」を見て、応募できる募集区分(一般、特定目的、高齢小世帯、車イス等)のある団地・住棟・住戸を選定してください。

募集住宅(全住戸)家賃等一覧表

団地枠名	募集区分 (募集戸数)	住棟名	住戸 番号	
愛宕-1	一般(1)	C-2	301	←一般の方、心身障・老人の方が申し込めます。
	心身障・老人(1)	C-3	403	
磯道	高齢小(1)	D	503	←高齢小世帯の方だけが申し込めます。
深堀-1	一般(1)	C11	403	←一般の方、新婚の方またはひとり親の方が申し込めます。
	新婚(1)	C12	301	
	ひとり親(1)	C16	502	

()の中の数字は募集する戸数です

(2) 申込提出書類への記入

- ① 「希望住戸順位表」(P46)に同一団地募集枠で募集された枠の全戸数分の住棟・住戸を希望順位ごとに記入します。募集が1戸でも記入します。
- ② その他「県営住宅入居申込書兼誓約書」の記入例(P43～44)を参考にして「県営住宅入居申込書兼誓約書」に必要事項を記載し、署名押印してください。

注意してご記入ください！ 複数の団地枠を同時に申し込むことはできません。同一団地枠内の住戸を全て記入してください。

団地枠名	募集世帯 (募集戸数)	棟名	部屋 番号	間取り
愛宕-1	一般(1)	C-2	301	3LDK(6・6・6.2(洋)・LDK)・3点給湯・シャワー・：
愛宕-2	一般(1)	C-3	403	3DK(6・6・6(洋)・DK)・3点給湯・シャワー・30A・
深堀北	高齢小(1)	E 2	204	2DK(6・4.5(洋)・DK)・3点給湯・シャワー・30A・
磯道	高齢小(1)	D	503	2DK(6・4.5(洋)・DK)・3点給湯・シャワー・30A・
深堀-1	一般(1)	C 1 1	403	3K(6・4.5・3(洋)・K)・3点給湯・シャワー・30A
	新婚(1)	C 1 2	301	3K(6・4.5・3(洋)・K)・3点給湯・シャワー・30A
	ひとり暮らし	C 1 6	502	3K(6・4.5・3(洋)・K)・3点給湯・シャワー・30A

団地枠を跨いでの応募はできません

団地枠内の住戸を全て記入してください。

希望住戸順位表 募集団地枠内の全ての住戸を記入して下さい。※1戸の場合でもご記入									
希望順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9
住棟名	C-12 棟	C-16 棟	C-11 棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
住戸番号	301 号	502 号	403 号	号	号	号	号	号	号

- ③ 「県営住宅抽選結果通知書（ハガキ）」（P49・50のはがき）の表に郵便番号、住所、氏名を裏に申込み団地枠名、申込み区分を記入し、所定の金額の切手を貼ってください。
- ④ 郵送申込みをする方は「県営住宅抽選結果通知書（ハガキ）」に加え「県営住宅抽選番号通知書（ハガキ）」（P49・50のはがき）の表に郵便番号、住所、氏名を裏に申込み団地枠名、申込み区分を記入し、所定の金額の切手を貼ってください。

(3) 申込み方法と提出書類

ア) 窓口受付（※必ず印鑑を持参ください）

(2)で作成した「県営住宅入居申込書兼誓約書」及び「県営住宅抽選結果通知書（ハガキ）」を窓口へ提出してください。また、応募回数による優遇措置を受けられる方は前期までに郵送された落選または補欠通知の「抽選結果通知書（ハガキ）」を提示していただきます。提示が無ければ優遇措置は受けられません。窓口には申込者もしくは同居される親族の方がおいでください。

窓口受付の期間は、金曜日から月曜日まで（土曜日、日曜日含む※大村地区を除く）の4日間、受付時間は、午前9時30分から午後4時までです。受付期間外及び受付時間外の申し込みはできません。（受付日程は裏表紙をご参照ください。）

イ) 郵送受付

有効な消印日は各期の一覧表配布日から郵送受付消印期限までです（裏表紙募集日程一覧表参照）。郵送受付消印期限当日に投函されますと郵便局で翌日の消印となる場合がありますのでご注意ください。メール便等の受付はできません。

(2)で作成した「県営住宅入居申込書兼誓約書」の2枚目（提出用）、「県営住宅抽選結果通知書（ハガキ）」及び「県営住宅抽選番号通知書（ハガキ）」を所定の金額の切手を貼った申込み専用封筒に入れ郵送してください。また、応募回数による優遇措置を受けられる方は「資格審査」の時に前期までに郵送された落選または補欠通知の「抽選結果通知書（ハガキ）」を提示していただきます。提示が無ければ失格となります。

郵送受付の場合特に「県営住宅入居申込書兼誓約書」への記入押印は確実に行ってください。記入漏れや誤りがある場合無効となることがあります。なお無効となった場合は、提出された「県営住宅入居申込書兼誓約書」を郵送で返送させていただきますが、その際「県営住宅抽選番号通知書」もしくは「県営住宅抽選結果通知書」に貼られている切手を使用させていただきますので、ご了承下さい。

(4) 申込時に守っていただく事項

- ① 申し込みは、1世帯1通です。同一地区または複数地区において重複しての申し込みはできません。
- ② 受付後に記載事項の変更はできません。
- ③ 申込書は、誓約書を兼ねています。不正の記載等により、申し込みが無効となったり、仮当選後に失格となる場合がありますので、P6の入居資格の失格事項をご参照のうえ、ご注意ください。
- ④ 入居決定後に安易な理由で入居を辞退することがないように、申込む住宅の地理、建物の階層、生活上の利便性等について十分検討吟味の上でお申し込みください。（※住戸内の見学は入居説明会後となります。）一覧表の内容を詳しくお知りになりたい方は、各地区の公社へお問い合わせください。

- ⑤ 抽選の優遇措置の対象者は、該当する「抽選結果通知書（ハガキ）」を持参してください。窓口受付の方は受付時、郵送受付の方は資格審査時に持参していただきます。持参がないと優遇措置は受けられません。郵送受付の方は失格となります。

(5) 申込みがなかった住宅について

各募集期において申込みがなかった住戸は通年募集を行います。通年募集一覧は、住宅公社の各事務所に掲示します。受付開始は原則として受付期間終了の10日後（翌週木曜日）の午前9時30分からです。入居予定者は先着受付順とします。「県営住宅入居申込書兼誓約書」に記入・押印の上申し込んでください。

3-2 通年募集の方

【公営】 長崎地区 通年募集一覧表							
状況	団地名	住棟名	部屋番号	募集区分	建設年	構造等	建物
	本尾団地	A	101	車イス	S47	中耐	5階
	三重団地	2-1	206	一般	S58	中耐	3階
	三重団地	2-1	302	一般	S58	中耐	3階
	三重団地	2-1	303	高齢小	S58	中耐	3階

希望住戸順位表 募集団地枠内の			
希望順位	1	2	3
住棟名	2-1 棟	棟	棟
住戸番号	303 号	号	号

1) 住宅の選定と記入について

公社窓口に備えてある「通年募集一覧表」を見て、応募できる募集区分（一般、特定目的、高齢小世帯、車イス等）のある団地・住棟・住戸を選定してください。申込みできる住戸は1戸のみとなります。

「県営住宅入居申込書兼誓約書」（P45～46）に申込書の〔記入例〕（P43～44）を参考にして必要事項を記載し、署名押印してください。

2) 県営住宅入居申込書兼誓約書ができましたら公社窓口に提出してください。今後のスケジュール等の打合せを行います。

通年募集の方はP6「6. 入居資格の失格事項」に読み進んでください。

4. 抽選の優遇措置

(1) 特定目的住宅に申込みをされた方

特定目的住宅枠（ひとり親・心身障・老人・新婚等）に申込み、その抽選で落選された方は一般住宅枠が同時に募集されている場合、再度一般住宅枠での抽選権が与えられます。

(2) 定期・新築募集時、一定回数落選の方

令和3年4月以降4回以上申込み、落選された方（補欠者で住戸紹介がなかった方を含む）は、抽選の優遇措置（抽選玉1個から2個になります）が受けられます。窓口受付の方は受付時、郵送受付の方は資格審査時に「抽選結果通知書（ハガキ）」を必ず提示してください。提示がなければ優遇措置は受けられず郵送受付の方は失格となります。抽選結果通知書は大切に保管してください。

仮当選後、辞退された場合は、従前のはがきは全て公社へ提出いただき後の申し込みは新たに1回目からとなりますのでご承知おきください。従来申し込んでいた方が死亡し、新たにその同居親族名義で申し込む場合についても、抽選の優遇ができる場合がありますのでご相談ください。

5. 仮当選者の決定について

(1) 抽選会の開催

申し込み受付終了後、各地区ごとに公開で抽選会が行われます。日程は裏表紙をご参照ください。

(2) 仮当選者の選定

仮当選者は、上記抽選会によって選定されます。ただし、この時点ではあくまでも仮当選であり、入居資格審査で可否の判定を行います。なお、同一団地募集枠で複数の住戸を募集した場合は、抽選玉の出た順位が仮当選の順位となります。上位順位者からその希望順位に従って住戸が決定していきます。同一団地募集枠内において、特定目的住宅枠と一般住宅枠が同時に募集された場合、まず、特定目的住宅枠で仮当選者を決定し、その後一般住宅枠での抽選（特定目的住宅枠の落選者を含む）により仮当選者を決定します。特定目的住宅で仮当選後、失格・辞退が出た場合は一般申込補欠者を仮当選者とします。決定した入居予定住戸は、抽選結果通知はがきによって本人へ通知します。

(3) 補欠者の選定及び繰り上げ仮当選について

仮当選者が選定された後、同様に補欠者の抽選を行います。ただし、補欠者は、募集戸数に応じ複数名を選定するため、抽選玉の出た順に補欠の順位を決定します。補欠者は、仮当選者が失格若しくは辞退した場合、繰り上がって仮当選者となります。この新しい仮当選者が失格若しくは辞退した場合は、次の順位の補欠者が繰り上がり仮当選者となります。補欠者の有効期限は受付月の翌月末日までです。

6. 入居資格の失格事項

仮当選者、通年募集応募者で、次の場合は、入居資格がなくなります。

- ① 申込（入居）資格を満たしていない場合
- ② 入居申込書に虚偽・不正の記載があった場合
- ③ 同一期に同一地区又は複数地区において重複して申し込みをされた場合
- ④ 家族を不自然に分割又は合併して申し込んだ場合（離婚調停中等、離婚が法的に成立していない場合を含む。）
- ⑤ 資格審査に必要な書類を期間内に提出されなかった場合
- ⑥ 結婚予定での申し込みで、入籍後の住民票（夫婦分）及び戸籍謄本を提出されなかった場合
- ⑦ 退職予定での申し込みで、後日、職業安定所が発行する雇用保険受給者証、離職票又は年金事務所、全国健康保険協会が発行する健康保険被保険者資格喪失証明書等の証明書の提出がなかった場合
- ⑧ 指定する日までに敷金の納付及び請書を提出されなかった場合
- ⑨ 入居可能日から10日以内に入居申込者及び同居親族が全員入居できない場合
- ⑩ 入居申込者及び同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合

※入居を辞退される場合は、早めに該当する地区の公社へご連絡のうえ、P56の「県営住宅入居辞退届」を提出してください（FAX可）。その際、過去複数回の申込者は従前の「県営住宅抽選結果通知書（ハガキ）」（落選及び補欠）も全て公社へ提出（返却）ください。提出期限は、辞退申出があった時から3日間です。期限が過ぎても辞退届の提出がない場合、再度確認することなく補欠者に仮当選者の通知をします。

7. 入居資格審査に必要な書類(仮当選した方、通年募集の方)

P10「入居資格審査時必要書類チェックリスト」の「該当要件」で入居される方が該当する欄の「必要書類」を準備してください。（詳細についてはP6～9で確認お願いいたします）

○審査は、申し込みをされた各地区の公社の事務所でを行いますので、指定された期間内に書類を持参されて審査を受けてください。住民票謄本はすべてマイナンバーのないものを持参ください。

(1) 収入を証明する書類（P8～9の各期毎に記載されている書類を添えて提出してください。）

※収入を証明する書類は、入居される方のうち収入のある方すべてのものが必要となります。

※退職予定者がいる世帯

同居する親族の中で、受付月の末日までに退職する場合は、P55の「退職（予定）証明書」を勤務先から証明を受けて、提出してください。後日、離職を証明できる書類が必要です。（受付月の翌月以降に退職される方は所得合算のため所得証明書等が必要です。）自営業を廃業する場合は廃業届を提出してください。

※就職内定者がいる世帯

勤務予定先より給与額を証明する「給与証明書A（P53）」を受けて提出してください。

(2) 住民票謄本（マイナンバー記載なしのもので交付日より3ヶ月以内）

- ① 入居申込者と同居世帯全員が記載されているもので続柄・本籍・筆頭者等すべてが確認できるものを提出してください。
- ② 結婚予定で申し込みをされた方は、入居申込者及び婚約者の双方の同居世帯全員が記載されている住民票謄本を提出してください。
- ③ 外国人の方は、市町村長が発行する住民票謄本の提出及び在留カードとパスポートを提示してください。
- ④ 単身、母子、父子等の配偶者がいない世帯の方は戸籍謄本も併せて提出してください。

(3) **県税の未納がない証明書**（交付日より3ヶ月以内のもの、入居予定で18歳以上の方全員分）

長崎県の場合は、各振興局税務部（P42参照）発行のもの。無職の方でも18歳以上であれば必要です。

(4) **市税または町・村税の完納証明書**（滞納がない旨の証明国民健康保険料を含む）（交付日より3ヶ月以内のもの、入居予定で18歳以上の方全員分）

市役所または町・村役場が発行したもの。無職の方でも18歳以上であれば必要です。

（各機関によって証明書の名称が異なる場合があります。）詳しくは各機関へお問い合わせください。

(5) **健康保険証**

入居申込者及び同居親族全員（婚姻予定で申し込む場合は双方分）の全国健康保険協会保険証・健康保険組合保険証・船員保険証・国民健康保険証等を必ず持参し提示してください。

(6) **その他の必要な書類**（該当する書類はすべて提出又は提示してください。）

- ① 県営住宅の駐車場契約を希望されている方「入居者及び同居者が利用する**車両の車検証**（写し）を提示してください。（**来客用としての契約はできません。**）
- ② 一般住宅に婚姻予定で申込みをされた世帯
P52の「**婚約証明書**」に必要事項を記入押印して提出してください。受付日より3ヶ月以内までに入籍後の住民票謄本及び戸籍謄本を提出していただきます。
- ③ 心身障害者がいる世帯
身体障害者手帳、療育手帳等、その他障害者であることが証明できる書類を提示してください。
- ④ 新婚世帯向住宅に申込みをされた世帯
既婚世帯の方は戸籍謄本を提示してください。未婚世帯で指定された入居可能日までに入籍される方は、P52の「**婚約証明書**」を提出してください。
- ⑤ DV 被害者
裁判所の保護命令、一時保護所利用承認書等、その他 DV 被害者であることが証明できる書類を提示してください。
- ⑥ 単身で申込みをされた方
P51の「**自活状況申立書**」に必要事項を申込者が記入押印して提出してください。
また、P12(2)②ウ・エに該当する方は、地域の**居住支援体制が確立されていることを証明する書類**を提出してください。
- ⑦ 車イス対応住宅に申込みをされた世帯
常時車イスを使用していることを証明する書類（診断書等）を提出してください。
- ⑧ 内縁（事実婚）関係者と同居される世帯
内縁関係であることがわかる書類（住民票（続柄欄に「妻（未届）」や「夫（未届）」と記載のあるもの、健康保険証で内縁関係の相手が被扶養者となっているものなど）を提出してください。
- ⑨ 「長崎市パートナーシップ宣誓制度」対象者で同居される世帯
長崎市より交付された「**パートナーシップ宣誓書受領証**」の写しを提出してください。
長崎市以外にお住まいのパートナーシップ宣誓制度に該当する方は、個別に証明する書類について相談して下さい。
- ⑩ 親族の持家に住んでいる方
固定資産税・都市計画税の納税証明書をご持参いただくか、または市町村発行の**固定資産未所有証明書**（自治体により名称が異なる場合あり・有料）を提出してください。
- ⑪ 公営住宅の入居者は**家賃の未納がない証明**を提出してください。
- ⑫ 自家所有者について
入居資格審査時に、とりこわし予定の方は**解体工事請負契約書**の写しの提出が必要です。また、売却予定の方は**所有権移転登記後の登記済証^{*1}、あるいは地方法務局登記部門発行の登記事項証明書^{*2}、もしくは売買契約書**（譲渡の相手先が決定しており、資格審査日までに売買契約を締結することが確実なもの。ただし入居後2か月以内に※1、※2いずれかの提出が必要）の写しのいずれかの提出がない場合、入居資格はなくなります。

※提出していただいた書類は一切お返しできませんのでご了承ください。

※その他必要に応じて別途に書類を提出または提示していただく必要があります。

・収入を証明する書類

入居申込み者及び同居親族で、16歳以上（無収入の就学者を除く）の方は全員下記の区分により、あてはまる書類を全て提出してください。

※各募集時期によって収入を証明する書類が違います。お間違えの無いようご注意ください。



募集時期	1期（5月） 対象者の状況及び提出書類
給与所得者 （サラリーマン） （専業従事者）	①令和4年1月1日以前から申込日までに勤務先に変更がない方 ・令和4年分の源泉徴収票
	②令和4年1月2日以降に就職し、申込日までに勤務先に変更のない方 ・給与証明書A（P53）（勤務先からの証明必要）
	③令和4年度中から現在までに産休・育児休暇を取得された方 ・必要書類が異なる場合がありますので、公社までお問い合わせください。
事業所得者 （自営業者） （家事従事者） （外交員）	①令和4年1月1日以前から申込日まで同じ事業を営んでいる方 ・令和4年分の確定申告書（写）（第1表・第2表） （税務署への届出確認が記載されていること）
	②令和4年1月2日以降に事業を始めた方 ・収支明細書B（P54）
年金・恩給受給者	①令和4年1月1日以前から受給されている方 ・令和4年分の源泉徴収票（はがき） ※障害・遺族年金の場合（月額払いのはがき）
	②令和4年1月2日以降に受給開始された方 ・証書の写し及び年金はがき（年金裁定通知書・改訂通知書等） ※障害・遺族年金の場合（月額払いのはがき）
生活保護受給者	・福祉事務所の証明書
無職者 （16歳以上の学生含む）	①申込日現在無職で収入のない方 ・無職であることの確認書 （地区民生委員発行） ※地区民生委員については市町村役場におたずねください。
	②雇用保険受給中の方 ・受給資格者証もしくは雇用保険被保険者離職票（1・2）
	③退職（予定）証明書（受付月末日までのもの）
	④学生証等就学を証明できる書類。ただし、無職確認書を求める場合があります。

第2期（8月）・第3期（11月） 対象者の状況及び提出書類	第4期（1月） 対象者の状況及び提出書類
①令和4年1月1日以前から申込日まで勤務先に変更がない方 ・令和4年分の所得証明書（所得控除等の記載のあるもの） ※市役所・役場の税務担当課発行（有料）のもの。	①令和5年1月1日以前から申込日までに勤務先に変更がない方 ・令和5年分の源泉徴収票
②令和4年1月2日以降に就職し、申込日までに勤務先に変更のない方 ・給与証明書A（P53）（勤務先からの証明必要）	②令和5年1月2日以降に就職し、申込日までに勤務先に変更のない方 ・給与証明書A（P53）（勤務先からの証明必要）
③令和4年度中から現在までに産休・育児休暇を取得された方 ・必要書類が異なる場合がありますので、公社までお問い合わせください。	③令和5年度中から現在までに産休・育児休暇を取得された方 ・必要書類が異なる場合がありますので、公社までお問い合わせください。
①令和4年1月1日以前から申込日まで同じ事業を営んでいる方 ・令和4年分の所得証明書（所得控除等の記載のあるもの） ※市役所・役場の税務担当課発行（有料）のもの。	①令和5年1月1日以前から申込日まで同じ事業を営んでいる方 ・令和5年分の確定申告書（写）（第1表・第2表） （税務署への届出確認が記載されていること）
②令和4年1月2日以降に事業を始めた方 ・収支明細書B（P54）	②令和5年1月2日以降に事業を始めた方 ・収支明細書B（P54）
①令和4年1月1日以前から受給されている方 ・令和4年分の所得証明書（所得控除等の記載のあるもの） ※市役所・役場の税務担当課発行（有料）のもの。 ※障害・遺族年金の場合（月額払いのはがき）	①令和5年1月1日以前から受給されている方 ・令和5年分の源泉徴収票（はがき） ※障害・遺族年金の場合（月額払いのはがき）
②令和4年1月2日以降に受給開始された方 ・証書の写し及び年金はがき（年金裁定通知書・改訂通知書等） ※障害・遺族年金の場合（月額払いのはがき）	②令和5年1月2日以降に受給開始された方 ・証書の写し及び年金はがき（年金裁定通知書・改訂通知書等） ※障害・遺族年金の場合（月額払いのはがき）
・福祉事務所の証明書	・福祉事務所の証明書
①申込日現在無職で収入のない方 ・無職であることの確認書 （地区民生委員発行） ※地区民生委員については市町村役場におたずねください。	①申込日現在無職で収入のない方 ・無職であることの確認書 （地区民生委員発行） ※地区民生委員については市町村役場におたずねください。
②雇用保険受給中の方 ・受給資格者証もしくは雇用保険被保険者離職票（1・2）	②雇用保険受給中の方 ・受給資格者証もしくは雇用保険被保険者離職票（1・2）
③退職（予定）証明書（受付月末日までのもの）	③退職（予定）証明書（受付月末日までのもの）
④学生証等就学を証明できる書類。ただし、無職確認書を求める場合があります。	④学生証等就学を証明できる書類。ただし、無職確認書を求める場合があります。

・入居資格審査時必要書類チェックリスト

○審査時に必要な書類がそろっているか、下表でチェックしてください。

該当要件	必要書類
全申込者共通	<input type="checkbox"/> 収入を証明する書類（案内書P 8・9 参照）
	<input type="checkbox"/> 住民票謄本
	<input type="checkbox"/> 県税の未納がない証明書
	<input type="checkbox"/> 市税または町・村税の完納証明書（国民健康保険料を含む）
	<input type="checkbox"/> 健康保険証
	※同居している住宅が親族等の持家の場合 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税の納税通知書 又は <input type="checkbox"/> 固定資産未所有証明書（市町村発行）
退職予定者がいる世帯	<input type="checkbox"/> 退職（予定）証明書（案内書P55） ※自営業を廃業 <input type="checkbox"/> 廃業届
公営住宅の入居者	<input type="checkbox"/> 家賃の未納がない証明書
就職内定者がいる世帯	<input type="checkbox"/> 給与証明書A（案内書P53）
単身、母子、父子等の 配偶者がいない世帯	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本
駐車場を希望されている方	<input type="checkbox"/> 入居者及び同居者が利用する車両の車検証の写し
一般住宅に婚姻予定で 申込みされた世帯	<input type="checkbox"/> 婚約証明書（案内書P52）
心身障害者がいる世帯	<input type="checkbox"/> 障害者であることが証明できる書類 （身体障害者手帳、療育手帳等）
新婚世帯向住宅に 申込みされた世帯	※既婚世帯 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 ※未婚世帯で指定された入居可能日までに入籍される方 <input type="checkbox"/> 婚約証明書（案内書P52）
DV被害者	<input type="checkbox"/> DV被害者であることを証明できる書類 （裁判所の保護命令、一時保護利用承認書等）
単身で申込みされた方	<input type="checkbox"/> 自活状況申立書（案内書P51）
車イス対応住宅に申込み された世帯	<input type="checkbox"/> 常時車イスを使用していることを証明する書類 （診断書等）
内縁（事実婚）関係者と 同居	<input type="checkbox"/> 内縁関係であることがわかる書類 （住民票で続柄欄に「妻（未届）」「夫（未届）」記載のあるものや 健康保健証で内縁関係の相手が被扶養者となっているものなど）
「長崎市パートナーシップ宣誓 制度」対象者で同居	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> 長崎市以外の居住者は「それに代わる証明」
自家所有者（同居親族に自家所 有者がいる場合も含む）	※入居後2か月以内に滅失登記済証を提示できる場合 <input type="checkbox"/> 取りこわしの契約書等 ※差押、正当事由による立退要求等で自家所有者でなくなる場合 <input type="checkbox"/> 所有権移転登記後の登記済証 ※1 <input type="checkbox"/> 地方法務局登記部門発行の登記事項証明書 ※2 <input type="checkbox"/> 譲渡の相手先が決まっている売買契約書 （ただし入居後2か月以内に※1、※2 いずれかの提出が必要）

8. 資格審査合格後、入居までの手続き

(1) 入居者の決定及び家賃の決定

① 入居者の決定

資格審査において合格した方が入居決定者となります。ただしP 6の「6. 入居資格の失格事項」に該当する場合は、入居資格がなくなります。

② 入居家賃の決定

認定額（P17～19の5. 世帯収入認定額と家賃分位）を基に入居の家賃が決定されます。

家賃は法令の改正や毎年行っていた収入申告によって変更される場合があります。

(2) 入居説明会

入居説明会は資格審査後に併せて開催し、入居決定者に対して、入居前までの手続き（請書の作成や敷金納入その他）についての説明、次に入居後の注意点などを記載した「県営住宅の入居のしおり・もってこ〜いノート」を配付し、それを映像化したものを見ていただいた上、重要な点について説明します。

説明会終了後、住戸の鍵1本をお貸ししますので住戸の事前見学をしていただきます。

(3) 入居の手続き

① 敷金として、当初決定家賃の3ヶ月分を納付していただきます。

駐車場の使用申し込みをされる方は、同様に保証金（敷金）として、駐車場使用料の3ヶ月分を納付していただきます。

また、入居可能日が、月の中途に指定されるときは、当月の日割り家賃・駐車場使用料の納付も必要になります。

② 連帯保証人について1名立てていただきます。資格は、独立の生計を営み、かつ、入居者と同程度以上の収入を有する原則として県内在住の親族です。連帯保証人には次の書類を提出していただきます。

「請書〔連帯保証人の署名押印（実印）〕」「連帯保証人の責務」

「印鑑証明書」「収入証明書等」

※駐車場使用申し込みをされる方は、駐車場の請書が必要です。

住宅の請書と同じ連帯保証人に署名押印（実印）していただき提出してください。

連帯保証人を確保できない方で一定の条件を満たす方については、申請により免除が可能となる場合がありますので、ご相談下さい。

(4) 住戸への入居時期

① 請書回収・鍵渡し

請書その他書類の提出及び敷金等の領収書を確認ができたなら、住戸の鍵をお渡しします。住戸の鍵を受領したらお引越しができます。

② 住戸への入居

入居可能日から10日以内までに入居を完了し、入居後14日以内に、入居後の住民票謄本（続柄・本籍・筆頭者記載でマイナンバー記載のないもの、世帯全員記載分）を提出していただきます。

（結婚予定で申し込みをされた方は、入籍後の住民票謄本を再度、あらためて提出してください。ただし、新婚世帯向住宅に申し込みをされた方はP12⑤をご参照ください。）

③ 県営住宅では、家賃、駐車場使用料とは別に共用施設の維持管理のために共益費が必要です。

入居者の自治組織等で自主的に徴収、管理運営されていますので、入居後は必ず納入してください。なお、エレベーターが設置されている団地の共益費は、設置されていない団地より高めに設定されています。

9. 特定目的住宅等の取扱い基準について

1 特定目的住宅（抽選の優遇住宅）

(1) 募集方法及び取り扱い

- ① 定期募集時に可能な範囲で、団地ごとに募集枠を設定します。
該当者は、申込時に一般・特定目的住宅いずれかにお申し込みいただきます。
- ② 応募者が募集枠を上回った場合は、抽選により当選者を決定します。
落選者は、一般世帯向住宅抽選時に再度抽選対象者としませんが、希望の住戸に入居できない場合があります。充分考慮のうえ申し込みしてください（入居決定後、住戸の変更はできません）。
なお、お申し込みになる特定目的住宅及び再度抽選の対象となる一般世帯住宅が、同一団地募集枠内で複数募集の場合は、[県営住宅入居申込書兼誓約書]の「希望住戸順位表」(P46)に希望順位ごと、全募集戸数分の住棟・住戸を記入してください。
- ③ 応募者が募集戸数に満たない場合は、一般世帯向住宅として取り扱います。
ただし、住戸が特定される多子世帯向住宅及び子育て世帯向住宅は除外します。
- ④ 住戸は一般世帯向住宅と同じ仕様になっています。

(2) 対象となる世帯

- ① **ひとり親世帯向住宅**（20歳以上の子どもの同居・子ども以外の同居者がいる場合は非該当）
 - ア. 配偶者（内縁関係にある者を含む）のない者で、現に満20歳未満の児童を扶養している世帯
 - イ. 長崎県営住宅条例第6条第1項第1号クに該当するDV被害者で、現に満20歳未満の児童を扶養している世帯
- ② **心身障害者向住宅**
入居申込者又は同居親族が次のいずれかに該当する世帯
 - ア. 恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害があり、かつ戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している方
 - イ. 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の4級以上の障害があり、かつ同法第15条第1項の規定により、交付を受けた身体障害者手帳を所持している方
 - ウ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する3級以上の障害があり、かつ同法第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳で証明できる方
 - エ. 上記ウに規定する精神障害の程度に相当する知的障害があり、療育手帳で証明できる方
- ③ **老人世帯向住宅**
60歳以上の入居申込者と同居親族が次のいずれかに該当する方のみからなる世帯
 - ア. 配偶者 イ. 18歳未満の児童 ウ. おおむね60歳以上の方
 - エ. 重度もしくは中度の身体障害者、又は知的障害等の障害のある方
- ④ **多子世帯向住宅**
同居親族に、18歳未満の児童が3人以上いる世帯
- ⑤ **新婚世帯向住宅**
入居申込者が次のアまたはイに該当し、かつウに該当する世帯
 - ア. 申し込み時において婚姻の届出から1年を経過していない世帯
 - イ. 婚姻の予約者があり、当該募集の県が定める入居可能日までに入籍される方
※入籍が確認できる書類が提出されなければ、鍵はお渡しできません。
 - ウ. 入居申込後、婚姻の届出を済ませた世帯

- ウ. 前記ア・イのいずれかの要件に加え、入居申込者と配偶者の合計年齢が申込み時において70歳以下であること
- ※合計年齢の70歳は双方の生年月日で判断します。
- ※申込み時において扶養親族である子供を有していても可能です。(親・兄弟との同居は非該当)
- ※入居資格審査時に戸籍謄本等の提示が必要です。

⑥ 子育て世帯向住宅

- 入居申込み時、現に小学校就学前の子供と同居し、その子供を扶養する世帯
- 入居期間は、10年です。ただし、入居期間満了時に県営住宅の入居資格がある方で、次の条件を満たしている場合は入居期間が延長できる場合があります。
- ※入居期間の満了日に、義務教育を終えていない者と同居し、かつその者を扶養していること。
- ※長崎県営住宅条例に定める明渡請求事項に該当しないこと。

⑦ 企業解雇世帯向住宅

- 平成20年10月以降に解雇等を受けた者で下記のいずれかに該当する世帯
- ア. 雇用先からの解雇に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方又はその家族
- イ. 雇用先に住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる方
- ウ. 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方

2 高齢者及び障害者等に優しい住宅

(1) 募集方法及び取り扱い

- 定期募集時に募集(指定住戸)します。一覧表で募集の有無をご確認ください。
- 単身で入居を申し込まれる場合、本ページ「(2) 対象となる世帯」項目のいずれかに該当する方に限ります。
- ただし、身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方については、入居申込みができません。
- なお、**特定目的住宅P12の1-(2)-②のウ又はエに該当する方は、原則として地域の居住支援体制が確立されていることが入居の条件**になります。また、親族のうちから身元引受人を立てていただくことがあります。または診断書及び関係機関へ照会する同意書の提出が必要です。

(2) 対象となる世帯

① 高齢小世帯住宅

- ア. 高齢者の単身世帯、高齢者夫婦世帯(夫婦のいずれか一方)又は親族である高齢者のみからなる2人世帯。ただし、高齢者とは60歳以上の方
- イ. 申込者が特定目的住宅P12の1-(2)-②ア～エに該当する単身又は2人世帯

② 住戸改善住宅(既設県営住宅を高齢者等向に改善した住宅)

- 名義人又は同居親族に募集時期の前月末において、60歳以上の方がいる世帯、特定目的住宅P12の1-(2)-②ア・イに該当する世帯。

③ 車イス対応住宅

- 常時車イスを使用している方がいる世帯(特定目的住宅P12の1-(2)-②ア・イに該当する方)、単身世帯でも申込みができます。

※常時車イスを使用していることを証明するために診断書を提出していただきます。

※入居者及び同居者で常時車イスを使用している方が転出等した場合退去していただく場合があります。

④ 単身世帯向住宅

ア. 60歳以上の方

イ. 身体障害者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方

ウ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規程する3級以上の障害があり、かつ同法第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳等で証明できる方

エ. 上記ウに規定する精神障害の程度に相当する知的障害があり、療育手帳等で証明できる方

オ. 戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は表ノ3第1款症の方

カ. 原子爆弾被爆者の医療等に関する法第8条第1項により厚生労働大臣の認定を受けている方

キ. 生活保護法による被保護者の方

ク. 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている方

ケ. 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

コ. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法1章第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

サ. 長崎県営住宅条例第6条第1項第1号クに該当するDV被害者

注) 上記イ～サに該当する方は、手帳又は証明書等を必要としますので入居資格審査時に必ず提示してください。

10. 収入基準の判定方法

1. 世帯収入認定額とは（所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出）

$$\text{世帯収入認定額} = \frac{\text{収入のある方全員の1年分の総所得} - \text{下記表1の控除金額}}{12 \text{ (か月)}}$$

2. 申込みが可能な方

一般世帯 世帯収入認定額が158,000円以下

裁量世帯 世帯収入認定額が158,000円を超え214,000円以下

（裁量世帯とは下表のいずれかにあてはまる方となります）

ア	入居者が60歳以上の単身の方。又は、入居者全員が60歳以上の方 (18歳未満の方を含んでも良い)
イ	身体障害者（身体障害者手帳1～4級）の方がいる世帯
ウ	精神障害者（保険福祉手帳1～2級）の方がいる世帯
エ	知的障害者（療育手帳A1、A2）の方がいる世帯
オ	未就学児（小学校入学前の子供）がいる世帯
カ	戦傷病者（特別項症から第6項症）の方がいる世帯
キ	認定被爆者の方がいる世帯

3. 所得金額から控除できる内容

表1 所得額から控除する額（公営住宅法施行令による控除であり、所得税法とは異なります）

控除の種類		控除対象者	控除額
A	基礎控除振替分	給与所得又は年金所得がある人	一人につき10万円 (所得が10万円未満はその額)
B	所得金額調整控除振替分	給与所得と年金所得の両方がある人	一人最大10万円まで
C	扶養（同居）控除	入居予定家族のうち、申込者以外の人	一人につき38万円
D	扶養（遠隔地）控除	入居予定家族ではないが、所得税法上の扶養親族控除（別居扶養）の対象として認められている人	一人につき38万円
E	特定扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の人 (配偶者を除く) ※年齢は10月1日現在の年齢 ※所得48万円以下の者に限る	一人につき25万円
F	老人扶養控除	所得税法上の扶養親族又は控除対象配偶者で70歳以上の 人	一人につき10万円
G	障害者控除	身体障害者手帳3級～6級 療育手帳（知的障害者）B1、B2 精神障害者保険福祉手帳2級～3級 戦傷病者手帳 特別障害者以外	一人につき27万円
H	特別障害者控除	身体障害者手帳 1級～2級 療育手帳（知的障害者）A1、A2 精神障害者福祉手帳 1級 戦傷病者手帳特別項症～第3項症 認定被爆者（医療特別手当又は特別手当受給者）	一人につき40万円

I	ひとり親控除	申込者本人または同居親族のうち所得のある寡婦（寡夫）で次（別表）の要件を満たす人	一人につき最大35万円
J	寡婦控除	申込者本人または同居親族のうち所得のある寡婦で次（別表）の要件を満たす人	一人につき最大27万円

※ひとり親とは、婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じくする子（所得が48万円以下）を有する単身者（配偶者がいない者）を言います。（事実婚の関係にある者は対象外）

※寡婦とは、夫と死別又は離婚した後婚姻をしていない者のうち、扶養親族がいる女性を言います。

（別表）

控除の種類		控除の条件		
I	ひとり親控除 （未婚でも可）	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の年間所得が500万円以下（婚姻歴や性別は問わない） ・生計を同じくする子がいる（所得が48万円以下） 		
J	寡婦控除 （女性のみが対象）	死別	子以外の扶養親族がいる	本人の所得が500万円以下
			扶養親族以外の子がいる	
		離別	子以外の扶養親族がいる	本人の所得が500万円以下
未婚	対象外（要件を満たせば、ひとり親控除の対象となる）			

4. 所得金額調整控除振替分（給与所得と年金所得の両方がある人が対象）が適用できる方

税法改正に伴い新設された「所得金額調整控除」による控除後の所得額が、10万円未満の人に対して所得額の全額を控除します。

例1. 65歳未満の人で給与所得と年金所得の両方があり、給与収入が58万円、年金収入が65万円の場合、給与収入に対する税法上の所得金額調整控除は55万円なので、所得額は3万円となります。また、年金収入に対する控除額は60万円なので、所得額は5万円となります。

両方の所得を足しても8万円なので、公営住宅入居要件の判定にあたっては、8万円を控除し所得0円として認定します。

例2. 65歳以上の人で給与所得と年金所得の両方があり、給与収入が56万円、年金収入が115万円の場合、給与収入に対する税法上の所得金額調整控除は55万円なので、所得額は1万円となります。また、年金収入に対する控除額は110万円なので、所得額は5万円となります。

両方の所得を足しても6万円なので、公営住宅入居要件の判定にあたっては、6万円を控除し所得0円として認定します。

例3. 65歳以上の人で給与所得と年金所得の両方があり、給与収入が62万円、年金収入が115万円の場合、給与収入に対する税法上の所得金額調整控除は55万円なので、所得額は7万円となります。また、年金収入に対する控除額は110万円なので、所得額は5万円となります。

両方の所得を足すと12万円なので、公営住宅入居要件の判定にあたっては「基礎控除振替分」10万円に加え「所得金額調整控除振替分」2万円の計12万円を控除し所得0円として認定します。

5. 世帯収入認定額と家賃分位

〈計算例〉

ケース1 給与所得者の場合

ケース1	夫：給与収入 440 万円 (所得金額 308 万円)	妻：パート収入 60 万円 (所得金額 5 万円)	子1：高校生 17才	子2：中学生 14才
	合計所得 (308万円+5万円)	扶養控除 - {(3人×38万円)}	基礎控除振替分 + (1人×10万円) + (1人×5万円)	特定扶養控除 + (1人×25万円)
	12 =月額 132,500 円 → 3分位			

例(夫)

令和〇年分 合計所得金額		所得内訳		所得控除内訳		令和(明細)市・県民税額	
種類	金額	種類	金額	種類	金額	市	県
雑所得	¥3,080,000	医療費	円	配偶者	円	市	県
以下余白	円	社会保険料	円	扶養者	円	市	県
		小規模企業共済等掛金	円	特別障害者	円	市	県
		生命保険料	円	本人	円	市	県
		地震保険料	円	障害者	円	市	県
		配偶者特別控除	円	扶養者	円	市	県
		その他	円	障害者	円	市	県
			円	勤労学生控除	円	市	県
			円		円	市	県
給与収入額	¥4,400,000						
年金・退職金収入額	¥0						
収入総額	¥4,400,000						

例(妻)

令和〇年分 合計所得金額		所得内訳		所得控除内訳		令和(明細)市・県民税額	
種類	金額	種類	金額	種類	金額	市	県
雑所得	¥60,000	医療費	円	配偶者	円	市	県
以下余白	円	社会保険料	円	扶養者	円	市	県
		小規模企業共済等掛金	円	特別障害者	円	市	県
		生命保険料	円	本人	円	市	県
		地震保険料	円	障害者	円	市	県
		配偶者特別控除	円	扶養者	円	市	県
		その他	円	障害者	円	市	県
			円	勤労学生控除	円	市	県
			円		円	市	県
給与収入額	¥60,000						
年金・退職金収入額	¥0						
収入総額	¥60,000						

例(夫)

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	4,400,000	3,080,000		
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)
有		特 定 本 人 其 他	特 別 其 他	非居住者である親族の数
有		人 従 人 従 人 従 人 従	人 人 人 人 人 人	
		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
		円	円	円
			住宅借入金等特別控除の額	円

例(妻)

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	600,000	50,000		
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)
有		特 定 本 人 其 他	特 別 其 他	非居住者である親族の数
有		人 従 人 従 人 従 人 従	人 人 人 人 人 人	
		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
		円	円	円
			住宅借入金等特別控除の額	円

※夫の所得金額については、基礎控除振替分10万円迄、妻の所得金額については、同じく5万円を加算して控除するため所得金額は0円となる。

※収入としないもの → 生活保護、失業保険、遺族(恩給)年金、福祉(障害)年金、仕送り等非課税所得、退職金、一時所得(生命保険契約などの満期戻金、その他)

◎家賃算定分位表

分位	区分	世帯収入認定額
1分位	般	0円~104,000円
2分位		104,001円~123,000円
3分位		123,001円~139,000円
4分位		139,001円~158,000円
5分位		158,001円~186,000円
6分位		186,001円~214,000円

資格審査時に認定された分位により家賃が決定されます。(募集時に配布します募集住宅一覧表のウラ面、家賃<例>をご覧ください。)



ケース2 年金所得者の場合

ケース2	夫：年金収入 年間支給額 130万円 71才 妻：年間支給額 50万円 64才
	夫の所得額 下表-1-Bより1,300,000 - 1,100,000 = 200,000 妻の所得額 下表-1-Fより600,000以下のため = 0 合計所得 扶養控除 基礎控除振替分 $\frac{(20万円+0) - \{(1人 \times 38万円) + (1人 \times 10万円)\}}{12}$ =月額0円 → 1分位

年金所得者の場合の所得金額の算出

1. 前年1月1日から支給されている方

2. 前年1月2日以降に支給されている方

源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	*****	
	氏名	*****	
種別	支払金額	源泉徴収金額	
年金	円 ***,***,***	円 ***,***,***0	
扶養親族等	本人	控除対象配偶者の有無等	

年金証書または改訂通知書に記載の年間総支給額

= 円

表-1

下表の収入額に該当する計算方法で所得金額をだしてください。

年齢		収入額	所得金額	控除 (基礎控除振替分)
65歳以上の方	A	1,100,000円以下	→ 0円	0円
	B	1,100,000円～3,299,999円	→ 収入額 - 1,100,000円	最大10万円
	C	3,300,000円～4,099,999円	→ 収入額 × 0.75 - 275,000円	10万円
	D	4,100,000円～7,699,999円	→ 収入額 × 0.85 - 685,000円	10万円
	E	7,700,000円～9,999,999円	→ 収入額 × 0.95 - 1,455,000円	10万円
65歳未満の方	F	600,000円以下	→ 0円	0円
	G	600,001円～1,299,999円	→ 収入額 - 600,000円	最大10万円
	H	1,300,000円～4,099,999円	→ 収入額 × 0.75 - 275,000円	10万円
	I	4,100,000円～7,699,999円	→ 収入額 × 0.85 - 685,000円	10万円
	J	7,700,000円～9,999,999円	→ 収入額 × 0.95 - 1,455,000円	10万円

ケース3 事業所得者の場合

ケース3	夫：前年1月1日以前に事業を始めている。 妻：無職 年間所得 250万円 47才 子1：高校生 16才 子2：中学生 13才
	$\frac{\text{合計所得} \quad \text{扶養控除} \quad \text{特定扶養控除}}{(250万円+0) - \{(3人 \times 38万円) + (1人 \times 25万円)\}} \div 12$ =月額92,500円 → 1分位

事業所得者の場合の所得金額の算出

1. 前年1月1日から支給されている方

2. 前年1月2日以降に支給されている方

確定申告の控え

一	時	①	(確定申告の控え)									
所得金額	事	業	等	①	2	5	0	0	0	0	0	0
	業	農	業	②								
	不	動	産	③								
	利	子	④									
	配	当	⑤									
	給	与	⑥		*	*	*	*	*	*	*	*
	雑	⑦										
	総合譲渡・一時	⑧										
	合	計	⑨		*	*	*	*	*	*	*	*

(例) 6か月事業しているとき

6か月の所得金額(※) ÷ 6 × 12

= 円

※1か月に満たない月は含みません

◎家賃算定分位表

分位	区分	世帯収入認定額
1分位	一般	0円~104,000円
2分位		104,001円~123,000円
3分位		123,001円~139,000円
4分位		139,001円~158,000円
5分位	特別	158,001円~186,000円
6分位	《裁量》	186,001円~214,000円

◎控除振替分（所得金額調整）、扶養（同居・遠隔地）だけが控除対象の世帯のうち1～6人家族は下記の早見表で判定できます。

(1) 給与所得者が1人の場合の年間総収入金額

			単身入居	本人を除く同居親族及び扶養親族数				
				1人	2人	3人	4人	5人
総 収 入	一 般	1分位	0 ～ 2,043,999	0 ～ 2,583,999	0 ～ 3,127,999	0 ～ 3,663,999	0 ～ 4,135,999	0 ～ 4,611,999
		2分位	2,044,000 ～ 2,367,999	2,584,000 ～ 2,911,999	3,128,000 ～ 3,451,999	3,664,000 ～ 3,947,999	4,136,000 ～ 4,423,999	4,612,000 ～ 4,895,999
		3分位	2,368,000 ～ 2,643,999	2,912,000 ～ 3,183,999	3,452,000 ～ 3,711,999	3,948,000 ～ 4,187,999	4,424,000 ～ 4,663,999	4,896,000 ～ 5,135,999
		4分位	2,644,000 ～ 2,967,999	3,184,000 ～ 3,511,999	3,712,000 ～ 3,995,999	4,188,000 ～ 4,471,999	4,664,000 ～ 4,947,999	5,136,000 ～ 5,423,999
	特別 (裁量)	5分位	2,968,000 ～ 3,447,999	3,512,000 ～ 3,943,999	3,996,000 ～ 4,415,999	4,472,000 ～ 4,891,999	4,948,000 ～ 5,367,999	5,424,000 ～ 5,843,999
		6分位	3,448,000 ～ 3,887,999	3,944,000 ～ 4,363,999	4,416,000 ～ 4,835,999	4,892,000 ～ 5,311,999	5,368,000 ～ 5,787,999	5,844,000 ～ 6,263,999

※この表の所得金額算定は公営住宅法上の算定であり、所得税法上の算定とは異なります。

(2) 収入のある者全員の年間総合計所得金額

			単身入居	本人を除く同居親族及び扶養親族数				
				1人	2人	3人	4人	5人
合 計 所 得	一 般	1分位	0 ～ 1,248,000	0 ～ 1,628,000	0 ～ 2,008,000	0 ～ 2,388,000	0 ～ 2,768,000	0 ～ 3,148,000
		2分位	1,248,001 ～ 1,476,000	1,628,001 ～ 1,856,000	2,008,001 ～ 2,236,000	2,388,001 ～ 2,616,000	2,768,001 ～ 2,996,000	3,148,001 ～ 3,376,000
		3分位	1,476,001 ～ 1,668,000	1,856,001 ～ 2,048,000	2,236,001 ～ 2,428,000	2,616,001 ～ 2,808,000	2,996,001 ～ 3,188,000	3,376,001 ～ 3,568,000
		4分位	1,668,001 ～ 1,896,000	2,048,001 ～ 2,276,000	2,428,001 ～ 2,656,000	2,808,001 ～ 3,036,000	3,188,001 ～ 3,416,000	3,568,001 ～ 3,796,000
	特別 (裁量)	5分位	1,896,001 ～ 2,232,000	2,276,001 ～ 2,612,000	2,656,001 ～ 2,992,000	3,036,001 ～ 3,372,000	3,416,001 ～ 3,752,000	3,796,001 ～ 4,132,000
		6分位	2,232,001 ～ 2,568,000	2,612,001 ～ 2,948,000	2,992,001 ～ 3,328,000	3,372,001 ～ 3,708,000	3,752,001 ～ 4,088,000	4,132,001 ～ 4,468,000

注) 次の場合は、上記の早見表は使用できませんのでご注意ください。

(1) 特定扶養、老人扶養、障害者、特別障害、ひとり親、寡婦控除があるとき。

※令和5年4月1日現在の収入基準等の早見表です。

●新たに就職・転職した方の年間所得計算について

前年度中に転職した場合、転職後の職場(□□株式会社)での収入を計算して、今後1年間の収入を計算します。

<長崎太郎さんの就労状況>

- ・令和4年3月31日で退職
- ・令和4年4月1日から□□株式会社に転職
- ・前職の令和4年収入は600,000円

□□株式会社の収入は、 $2,470,000 - 600,000 = 1,870,000$ 円
 これは、令和4年4月から12月の9ヶ月の収入のため、1年間(12ヶ月)の収入に換算すると、 $1,870,000 \div 9 \times 12 = 2,493,333$ 円が太郎さんの年間収入と計算されます。
 所得税法上の計算式に当てはめると、太郎さんの所得金額は、1,664,400円となります。

令和4年分 給与所得の源泉徴収票
 長崎市西山台1丁目3-2-201
 氏名: ナガサキ タロウ
 長崎 太郎
 給与・賞与: 2,470,000 1,647,600
 収入金額 600,000円
 (前職) ○×商事株式会社 令和4年3月31日退職

11. 県営住宅の位置図及び団地一覧表

(令和5年4月1日現在)

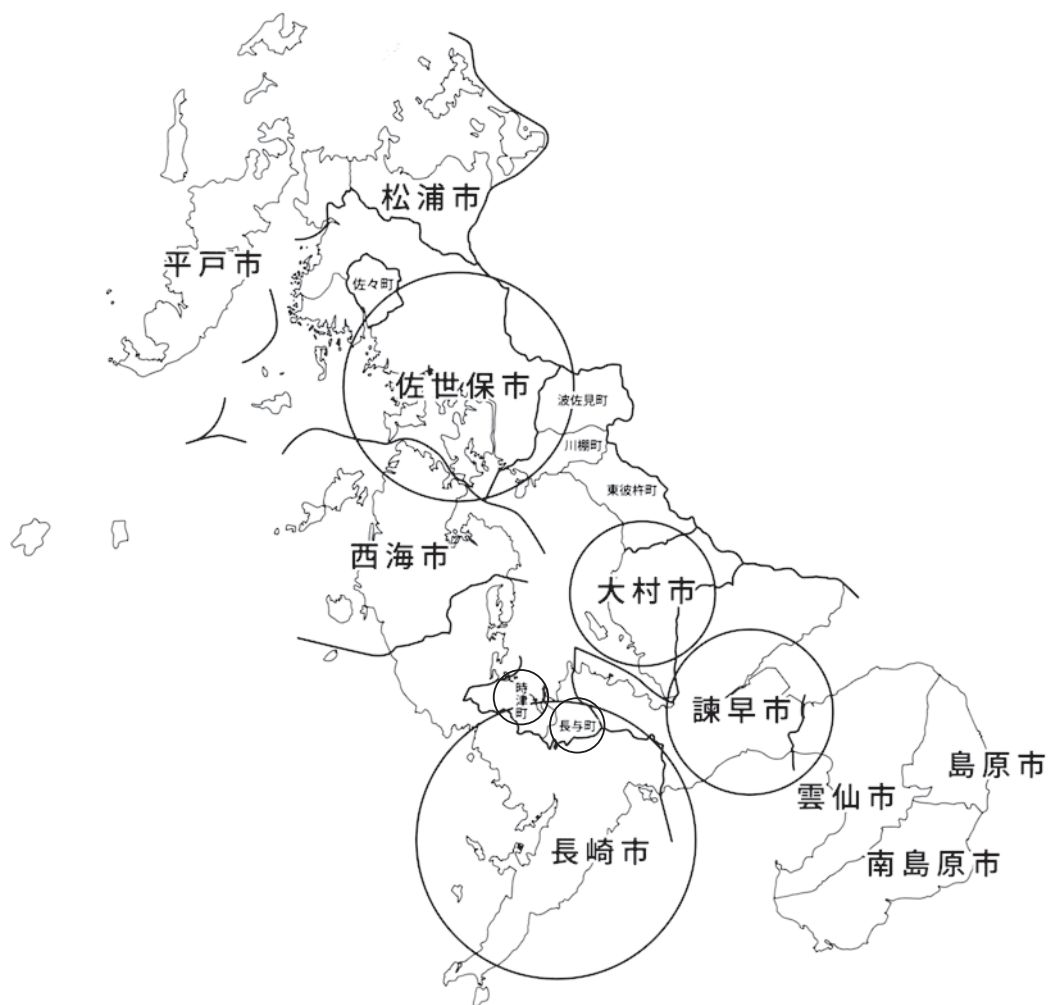
〔地区別位置図〕

〔地区別団地一覧表〕

長崎地区……………22～25
 佐世保地区……………30～32
 諫早・大村地区……………36～38

長崎地区……………26～29
 佐世保地区……………34～35
 諫早・大村地区……………40～41

長崎県営住宅所在の行政区域図



注) この「ご案内」に掲載してある県営住宅の所在市を○で囲んであります。

大橋 (A~C棟、D~F棟)



中川



磯道



矢上第1・矢上第2・矢上第3・たちばな



平野町・平和町・本尾



愛宕 (A、B、C棟群)



毛井首・江川



野原台



富士見 (県1・3棟)・城山 (花棟・A棟)



小江原



深堀 (A、B、C、D棟群)・深堀北



元村



竹の久保・川口



小浦



東望



長崎地区 県営住宅一覧表

団地名	所在地 (住所ではありません)	校 区		最寄りのバス停	入居開始年度
		小学校	中学校		
三重	長崎市京泊2丁目2番1外	畷刈	三重	京泊市住	S60
三重第2	〃 畷刈町1613番32	畷刈	三重	畷刈県住	H1～3
三重第3	〃 畷刈町1613番31	畷刈	三重	漁港入口	H5～9
滑石(1棟群)	〃 滑石4丁目1番1外	北陽	滑石	集会所前	H15～26
滑石(2棟群)	〃 大園町3番5外	大園	滑石	大神宮前	H17～25
横尾(A～F棟)	〃 横尾2丁目15番4外	横尾	横尾	秋寄	S53～54
横尾(G～N棟)	〃 横尾5丁目2番1外	横尾	横尾	横尾中学校口	S54～55
女の都	〃 女の都4丁目12番1外	女の都	西浦上	日当野尾	S51
女の都第2	〃 女の都4丁目11番23外	女の都	西浦上	西崎団地中央	S60
川平	〃 川平町1345番2外	西浦上	西浦上	下川平	S56～57
大手	〃 大手1丁目2番13	西浦上	西浦上	昭和町	S56
石神	〃 石神町41番10外	高尾山	山里	石神町	H5
本原(A棟群)	〃 小峰町1番5外	高尾山	山里	山里中学校前	H13
本原(B、D、E棟群)	〃 小峰町2番1外	高尾山	山里	本原1丁目	S62～H11
本原(C棟)	〃 本原町2番25	山里	山里	本原1丁目	S59
本尾	〃 本尾町11番28	高尾山	山里	江平町	S47
大橋(A～C棟)	〃 大橋町9番地1外	山里	山里	長崎振興局前	H1～4
大橋(D～F棟)	〃 大橋町8番地5外	山里	山里	長崎振興局前	H8～12
平野町	〃 平野町18番5外	山里	山里	医学部前	S59
平和町	〃 平和町21番1外	山里	山里	浦上天主堂前	S59
富士見(県-1棟) (子育て・高齢小・車イス)	〃 富士見町15番8	城山	淵	立岩通	H18
富士見(県-3棟) (母子)	〃 富士見町11番22	城山	淵	立岩通	S60
城山(ぼら棟・ゆり棟・きく棟・ふじ棟)	〃 城山町19番8外	城山	淵	城山住宅前	S53～54
城山(A棟)	〃 城山町8番16	城山	淵	市民プール前	H10
竹の久保	〃 岩見町8番10	城山	淵	富士見町	H10
川口	〃 川口町5番1	坂本	山里	岩川町	S45
魚の町第2	〃 魚の町6番15	諏訪	桜馬場	公会堂前	S62
中川	〃 中川1丁目10番5	伊良林	桜馬場	蛍茶屋	H11
愛宕(A、B棟群)	〃 八つ尾町1番9外	愛宕	小島	白木団地前	H10～H17
愛宕(C棟群)	〃 八つ尾町6番7外	愛宕	小島	白木団地前	S62
小江原	〃 小江原4丁目4番1外	桜ヶ丘	小江原	ニュータウン中央	S62～H1

全戸数	構造	間取り	家賃	風呂設置区分	駐車場の有・無および管理(区分)
219	中耐3階・高層6階	6・4.5・LDK～6・6・6(洋)・LDK		県	県管理
274	中耐3～5階・高層13階	6・4.5(洋)・4.5(洋)・LDK～6・8.3(洋)・7.3(洋)・LDK		県	県管理
156	中耐2～4階・高層6階	6・5(洋)・LDK～6・4.5(洋)・6(洋)・5.5(洋)・LDK		県	県管理
(特公賃6戸含まず) 448	中耐4階・高層13階	6・LDK～6・6.2(洋)・8.1(洋)・LDK		県	県管理
296	高層7～14階	6・6(洋)・DK～6・5.6(洋)・6.5(洋)・LDK		県	県管理
190	中耐5階	6・6・LDK～6・6・4.5(洋)・DK		県	県管理
220	中耐5階	6・6・LDK～6・6・6(洋)・DK		県	県管理
60	中耐5階	6・6・4.5(洋)・DK		県	県管理
45	中耐3階	6・4.5・6(洋)・DK～6・6・6(洋)・DK		県	県管理
32	中耐4階	6・4.5・6(洋)・DK		県	県管理
25	中耐3～4階	6・6・DK～6・6・5(洋)・DK		県	無
33	中耐3階	6・6・DK～6・6・6(洋)・LDK		県	県管理
28 (うちコレクティブ14戸)	中耐3階	6・LDK～6・4.5・6.5(洋)・LDK		県	県管理
(特公賃11戸含まず) 618	中耐4～高層13階	6・4.5(洋)・LDK～6・6(洋)・6(洋)・LDK		県	県管理
74	高層6～8階	6・6・6(洋)・DK		県	県管理
50	中耐5階	6・4.5・4.5・DK		個人	自治会等管理
136	中耐4階・高層14階	8・6・K～6・5(洋)・5(洋)・LDK		県	県管理
(特公賃13戸含まず) 92	中耐5～高層10階	6・6・LDK～6.7・6.4(洋)・6(洋)・LDK		県	県管理
18	中耐3階	6・4.5・6(洋)・DK～6・6・6(洋)・DK		県	県管理
26	中耐3階	6・4.5・6(洋)・DK～6・6・6(洋)・DK		県	県管理
53	中耐5階	6・LDK～4.5・4.5(洋)・DK		県	県管理
22	中耐3～4階	6・6・DK～6・6・4.5・DK		県	無
74	中耐3～5階	6・6・4.5(洋)・DK		県	県管理
9	中耐3階	6・7.5(洋)・LDK～6・6・7.5(洋)・LDK		県	県管理
12	中耐3階	6・4.5・LDK～6・6・5.5(洋)・LDK		県	県管理
110	高層7階	6・4.5・DK		個人	無
12	中耐5階	6・4.5(洋)・K～6・4.5・4(洋)・DK		県	無
15	中耐3階	6.8・6・DK～6・6.8・6.3(洋)・LDK		県	県管理
158	中耐3～高層10階	6(洋)・DK～6・6.3(洋)・7.3(洋)・LDK		県	県管理
65	中耐3～4階	6・6・6(洋)・DK		県	県管理
328	中耐3～4階・高層6～9階	6・4.5(洋)・LDK～6・6・4.5(洋)・LDK		県	県管理

入居申込み世帯で収入のある方全員の1年分(総所得P15から公営住宅法施行令に規定する控除額)を控除した12ヶ月で除した月額(世帯収入認定額P20参照)で決定されます。

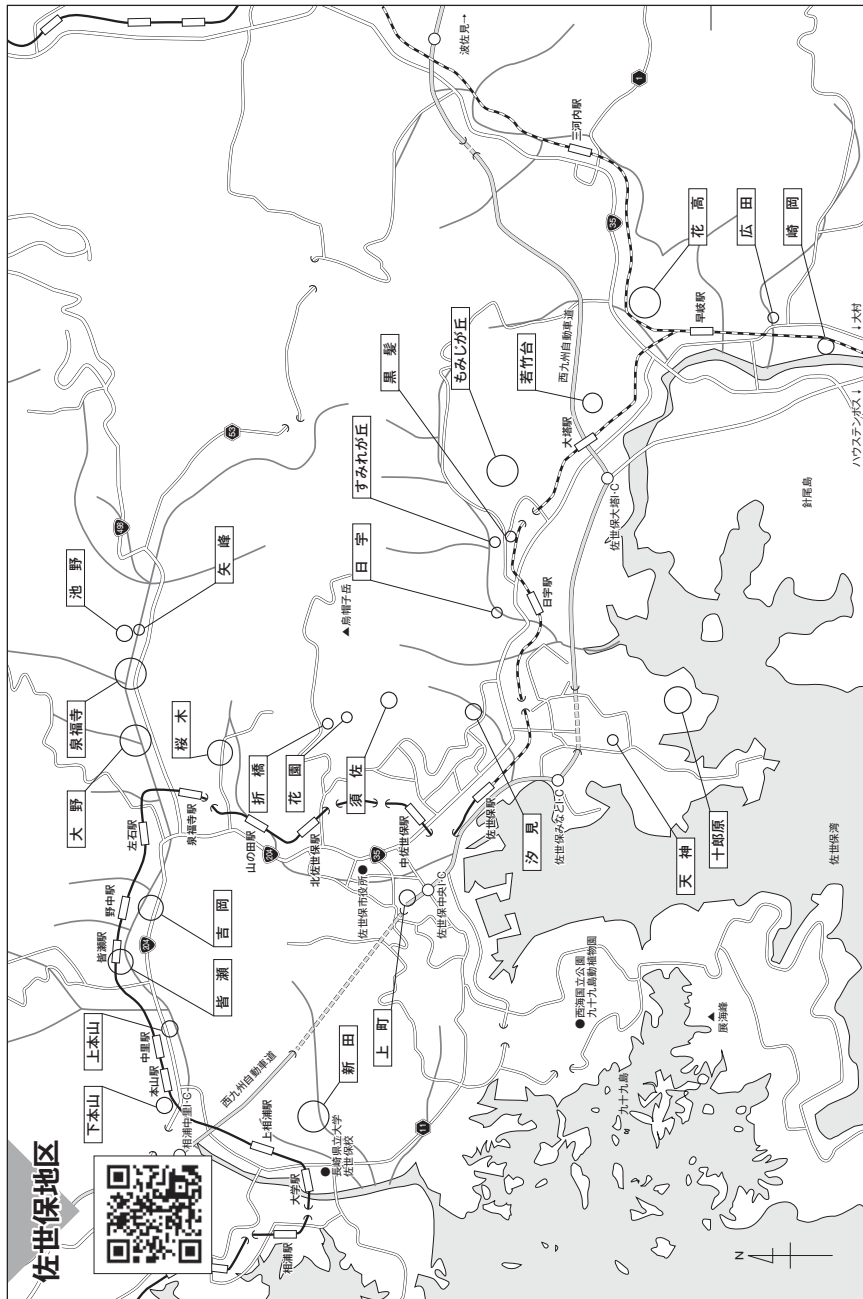
- 注) 1 [駐車場の有・無及び管理(区分)] 欄のうち、「自治会等管理」は自治会又は自動車部会等が運営しています。「県管理」は有料駐車場として県が管理している団地です。「無」は車を駐車する場所が全くない団地です。
 2 [風呂の設置区分] 欄の「個人」は風呂釜及び浴槽は入居者で設置(購入)していただく団地です。
 3 県営住宅に網戸は設置されていません。従って、入居者の自己負担で設置していただきます。
 また、団地によっては、玄関チャイム・インターホン等の設備も付いておりません。

長崎地区 県営住宅一覧表

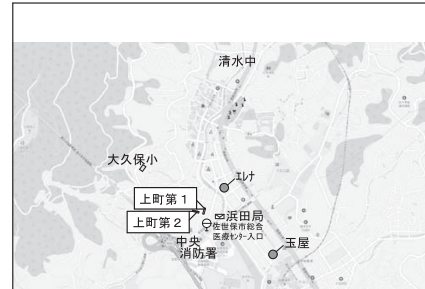
団地名	所在地 (住所ではありません)	校区		最寄りのバス停	入居開始年度
		小学校	中学校		
小 浦	長崎市小浦町453番15	福 田	福 田	中浦	H13・H15
磯 道	〃 磯道町78番1	土井首	土井首	磯道町	S61
毛 井 首	〃 土井首町282外	土井首	土井首	毛井首公園前・毛井首団地	S53～56
江 川	〃 江川町240番2	南 陽	土井首	江川橋	S57・H9
深堀 (A、B、旧C棟群)	〃 深堀町1丁目161番27外	深 堀	深 堀	深堀団地入口・深堀センター	S47～50
深堀 (新C棟群)	〃 深堀町1丁目293番11外	深 堀	深 堀	深堀団地入口・深堀センター	H24～26
深堀 (D棟群)	〃 深堀町1丁目293番11外	深 堀	深 堀	深堀センター	H11
深 堀 北	〃 深堀町1丁目11番66	深 堀	深 堀	深堀1丁目	S57～58
東 望	〃 田中町79番16外	矢 上	東長崎	切通・東望切通	S51～52
矢上第1	〃 かき道2丁目6番16外	橘	橘	かき道坂	S60
矢上第2	〃 かき道3丁目20番11外	橘	橘	かき道3丁目	S63・H1～H3
矢上第3	〃 かき道5丁目3番2外	橘	橘	橘小学校前	H4～7
た ち ば な	〃 上戸石町2130番10	戸 石	橘	東公園入口	H13
野 原 台	西彼杵郡長与町吉無田郷1185番68	長 与 南	長与第2	サニータウン	H6・H8
元 村	〃 時津町元村郷913番3	時 津	時 津	井手園	S58
合 計					

全戸数	構 造	間 取 り	家 賃	風 呂 設 置 区 分	駐 車 場 の 有 ・ 無 お よ び 管 理 (区 分)
95	高層6～8階	6・6・LDK～6・6・6(洋)・LDK	収入に規定額P15、20(参照)で決定されます。 収入に規定額P15、20(参照)で決定されます。 収入に規定額P15、20(参照)で決定されます。 収入に規定額P15、20(参照)で決定されます。 収入に規定額P15、20(参照)で決定されます。 収入に規定額P15、20(参照)で決定されます。 収入に規定額P15、20(参照)で決定されます。 収入に規定額P15、20(参照)で決定されます。 収入に規定額P15、20(参照)で決定されます。 収入に規定額P15、20(参照)で決定されます。 収入に規定額P15、20(参照)で決定されます。 収入に規定額P15、20(参照)で決定されます。 収入に規定額P15、20(参照)で決定されます。 収入に規定額P15、20(参照)で決定されます。 収入に規定額P15、20(参照)で決定されます。	県	県 管 理
100	中耐5階	6・6・4.5(洋)・DK～6・6・6(洋)・DK		個人	県 管 理
590	中耐5階	6・6・LDK～6・6・7(洋)・DK		個人	県 管 理
20	中耐5階	6・5(洋)・LDK～6・6・6.4(洋)・LDK		個人	無
525	中耐3～高層8階	6・LDK～6.5・6.1・7.9(洋)・LDK		個人	県 管 理
218	高層7～10階	6・6(洋)・DK～6.6・6(洋)・6・LDK		個人	県 管 理
66	中耐4～5階	6・6.5・DK～6・6(洋)・6.5(洋)・LDK		個人	県 管 理
120	中耐5階	6・6・6(洋)・DK		個人	県 管 理
230	中耐5階	6・6・DK～6・6・4.5(洋)・4(洋)・DK		個人	県 管 理
83	木造・中耐3階	6・6・4.5(洋)・DK～6・6・6(洋)・DK		個人	県 管 理
122	中耐3階・高層9・12階	6・4.5・5(洋)・LDK～6・5.5(洋)・4.5(洋)・LDK		個人	県 管 理
223	中耐3～4階・高層9・14階	6・6・DK～6・6・4.5(洋)・4.5(洋)・LDK		個人	県 管 理
69	高層5～6階	6・6.2(洋)・DK～6・6.2(洋)・4.5(洋)・LDK		個人	県 管 理
62	中耐4階・高層8階	6・6・5.2(洋)・LDK～7.7(洋)・6(洋)・LDK		個人	県 管 理
120	中耐5階	6・6・6(洋)・DK		個人	県 管 理
(特公賃30戸含まず) 6,541					

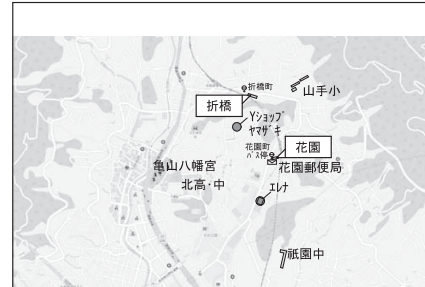
注) 1 〔駐車場の有・無及び管理(区分)〕欄のうち、「自治会等管理」は自治会又は自動車部会等が運営しています。「県管理」は有料駐車場として県が管理している団地です。「無」は車を駐車する場所が全くない団地です。
2 〔風呂の設置区分〕欄の「個人」は風呂釜及び浴槽は入居者で設置(購入)していただく団地です。
3 県営住宅に網戸は設置されていません。従って、入居者の自己負担で設置していただきます。
また、団地によっては、玄関チャイム・インターホン等の設備も付いております。



上町



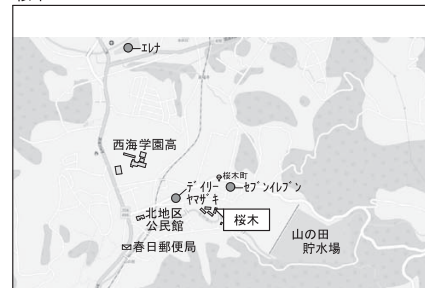
折橋・花園



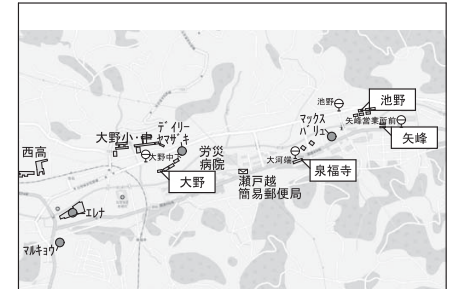
須佐・汐見



桜木



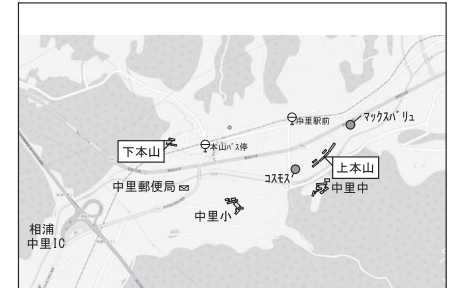
大野・泉福寺・池野・矢峰



吉岡・吉岡第2・皆瀬



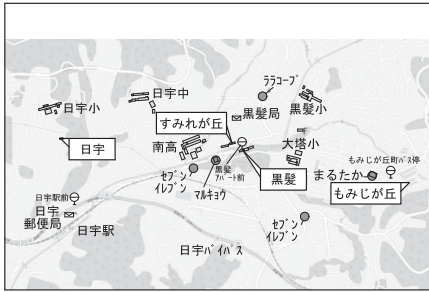
上本山・下本山



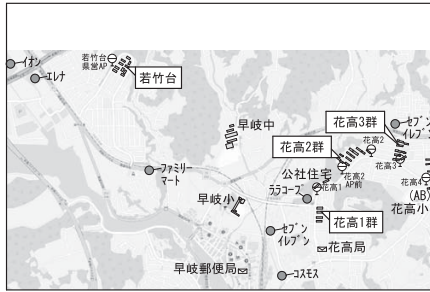
新田



日宇・黒髪・すみれが丘・もみじが丘



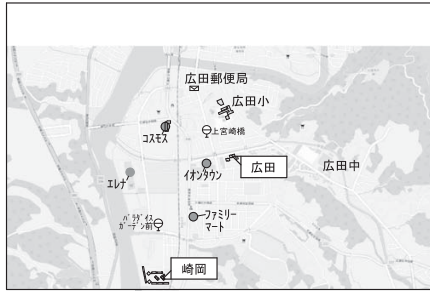
若竹台・花高



天神・十郎原



広田・崎岡



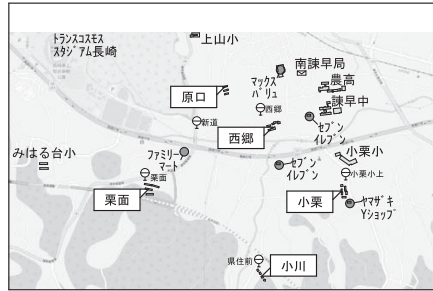
佐世保地区 県営住宅一覧表

団地名	所在地 (住所ではありません)	校区		最寄りのバス停	建設年度
		小学校	中学校		
上町第1	佐世保市上町7-20	大久保	清水	佐世保総合センター入口	H6
上町第2	〃 上町5-1	大久保	清水	佐世保総合センター入口	H8
折橋	〃 折橋町5-13	山手	祇園	折橋町	H4
花園	〃 花園町2-11	山手	祇園	花園町	H13
須佐	〃 須佐町15-7外	小佐世保	祇園	小佐世保小学校下	H8・10
汐見	〃 潮見町36-5	潮見	山澄	山祇幼児園入口	H12
桜木	〃 桜木町3-27外	春日	大野	桜木	S63・H9・15
大野	〃 大野町33外	大野	大野	大野中学校下	S62
池野	〃 大野町264-1外	大野	大野	池野	S60・61
矢峰	〃 矢峰町181-1	大野	大野	矢峰営業所前	S59
泉福寺	〃 松原町76-2外	大野	大野	大河端	H6～11
上本山	〃 上本山町865外	中里	中里	中里駅前	S57・59
下本山	〃 下本山町1160-59	中里	中里	本山	S56
吉岡	〃 吉岡町1826-1	皆瀬	中里	吉岡団地	S54
吉岡第2	〃 吉岡町1928-1	皆瀬	中里	吉岡団地	S54～55
皆瀬	〃 皆瀬町661	皆瀬	中里	皆瀬駅下	S55
新田	〃 新田町352	相浦	相浦	新田団地	S47～49 H7～H21
もみじが丘	〃 もみじが丘町43外	大塔	日宇	もみじが丘	H5～12
黒髪	〃 黒髪町7-4外	黒髪	日宇	黒髪アパート前	H9・11・16
すみれが丘	〃 黒髪町5-1～2	黒髪	日宇	黒髪アパート前	H13～15
日宇	〃 日宇町1004	日宇	日宇	日宇駅前	H15
天神	〃 天神5丁目26-11外	天神	崎辺	天神小学校入口	H7・9
十郎原	〃 十郎新町6-1外	港	崎辺	十郎原	S56～59 H1～12
若竹台	〃 若竹台町282	早岐	早岐	若竹台県営アパート	S62～H1
花高	〃 花高1丁目6-1外	花高	早岐	花高1～4丁目の各丁目	S49～57
広田	〃 広田3丁目3-1外	広田	広田	上宮崎橋	S60・61
崎岡	〃 崎岡町971-2	広田	広田	パラダイスガーデン前	H2・3
合計					-

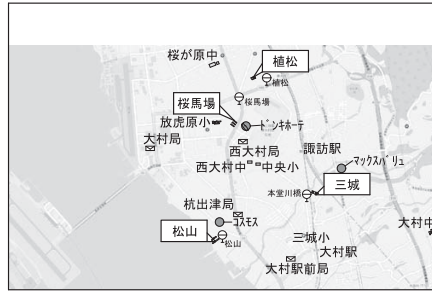
全戸数	構造	間取り	家賃	風呂設置区分	駐車場の有・無 および管理(区分)
(特公賃1戸含まず) 35	高層7階(一部地下1階)	6・6・LDK～6・6・6.3(洋)・LDK	なる 入居申込み世帯で収入のある方全員の1年分(総所得P15)から公営住宅法施行令に規定する控除額(家族構成等で異 なる)を控除し12ヶ月で除した月額(世帯収入認定額P20参照)で決定されます。	県	県管
(特公賃3戸含まず) 32	高層7階	6・6・LDK～6・6・6.2(洋)・LDK		県	県管
42	高層8階	6・6・LDK～6・6・6(洋)・LDK		県	県管
24	中耐4階	6・5.2(洋)・LDK～6・5.8(洋)・4.3(洋)・LDK		県	県管
35	中耐4階・高層8階	6・6(洋)・DK～6・6・6(洋)・LDK		県	県管
24	中耐5階	6・5.9(洋)・LDK～6・5.8(洋)・4.3(洋)・LDK		県	県管
(特公賃3戸含まず) 98	中耐3階～6階	4.5・4.5・DK～6・5.3(洋)・4.5(洋)・LDK		県	県管
84	中耐3階	6・6・6(洋)・DK		県	県管
122	中耐3階～5階	6・6・DK～6・6・6(洋)・DK		県	県管
32	中耐3階・5階	6・6・6(洋)・DK		県	県管
(特公賃5戸含まず) 290	高層6階～高層14階	6・5.6(洋)・DK～6・6.3(洋)・5.5(洋)・LDK		県	県管
54	中耐3階・4階	6・6(洋)・LDK～6・6・6(洋)・DK		県	県管
62	中耐5階	6・4.5(洋)・K～6.6(洋)・6(洋)・LDK		県	県管
40	中耐5階	6・6(洋)・LDK～6・6・6・DK		個人	県管
50	中耐5階	6・6(洋)・LDK～6・6・4.5(洋)・DK		個人	県管
60	中耐5階	6・6・LDK～6・6・6・DK		個人	県管
421	中耐3～5階・高層6・10階	6・4.5(洋)・K～6.6(洋)・6(洋)・LDK		県・個	県管
(特公賃7戸含まず) 343	中耐3～5階・高層10階	6.6(洋)・5.5(洋)・LDK～6.6(洋)・7(洋)・LDK		県	県管
92	中耐4・5・高層9階	6・6・DK～6.7・6.6(洋)・5.8(洋)・LDK		県	県管
63	中耐3～7階	6・6(洋)・DK～6・6・6・LDK		県	県管
12	中耐3階	6・6(洋)・DK～6.6(洋)・6(洋)・LDK		県	県管
30	中耐3階	6・4.6(洋)・LDK～6・6・6(洋)・LDK		県	県管
401	中耐3階～高層8階	6・4.5(洋)・DK～6・6・7(洋)・5.9(洋)・LDK		県	県管
140	中耐3階～4階	6・5.5(洋)～4.5(洋)・LDK		県	県管
746	中耐3階～5階	6・6・DK～6・6・4.5・4.5(洋)・DK		県・個	県管
48	中耐3階・5階	6・6・6(洋)・DK	県	県管	
110	中耐3・4階～高層14階	6・3.9(洋)・3.9(洋)・DK～6・4.2(洋)・4.1(洋)・LDK	県	県管	
(特公賃19戸含まず) 3,490					

注) 1 [風呂の設置区分]欄の「個人」は風呂釜及び浴槽は入居者で設置(購入)していただく団地です。
 2 県営住宅に網戸は設置されていません。従って、入居者の自己負担で設置していただきます。
 また、団地によっては、玄関チャイム・インターホン等の設備も付いておりません。

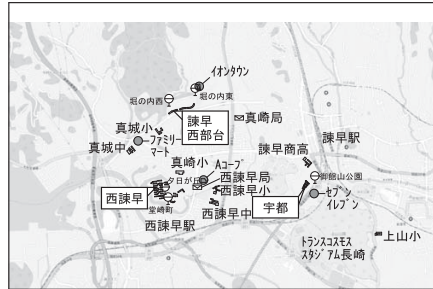
西郷・原口・小栗・栗面・小川



植松・桜馬場・三城・松山



西諫早・諫早西部台・宇都



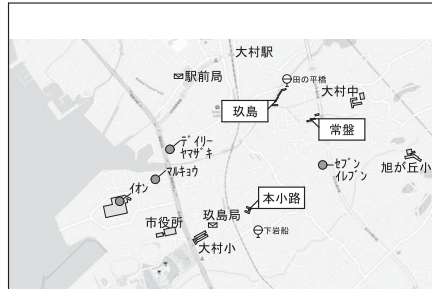
久原・久原第二



福田・幸町



常盤・玖島・本小路



諫早地区 県営住宅一覧表

団地名	所在地 (住所ではありません)	校区		最寄りのバス停	建設年度
		小学校	中学校		
西郷	諫早市西郷町94外	上山	諫早	西郷	S57
原口	〃 原口町256・3外	上山	諫早	新道	S56
小栗	〃 小川町274	小栗	諫早	小栗小学校上	H6
小川	〃 小川町1115-1	小栗	諫早	県営住宅前	H4～5
幸町	〃 幸町2番25号	諫早	諫早	厚生町	S57
栗面	〃 栗面町770-32	みはる台	諫早	栗面	S59～62
宇都	〃 宇都町12番1号外	上山	諫早	御館山公園	H1～3
福田	〃 福田町3116-1	北諫早	北諫早	福田神社前	S58
西諫早	〃 堂崎町5番1号外	真崎	真城	夕日が丘	S48～56
	〃 堂崎町4番2号	真崎	真城	堂崎町	H8
諫早西部台	〃 堀の内町16番地1外	真城	真城	堀の内東、堀の内西	H13・14
合計					

全戸数	構造	間取り	家賃	風呂設置区分	駐車場の有・無および管理(区分)
65	中耐3・4階	6・6・4.5(洋)・LDK	<small>入居申込み世帯で収入のある方を世帯の1年分(総所得から公営住宅法施行令に規定する控除額を控除し12ヶ月で除した月額)で決定されます。</small>	県	自治会等管理
44	中耐4階	6・6・4.5(洋)・DK～6・6・6(洋)・LDK		県	自治会等管理
60	中耐3・4階	6・6(洋)・LDK～6・7(洋)・5(洋)・LDK		県	県管理
36	中耐3・4階	6・4・5(洋)・LDK～6・6・4.5(洋)・4.5(洋)・LDK		県	県管理
64	高層6・7階	6・4・5(洋)・DK～6・6・4.5(洋)・LDK		個人	県管理
90	中耐3・4階	6・6・4.5(洋)・DK～6・6・6(洋)・DK		県	県管理
86	中耐3・4階	6・6・4.5(洋)・LDK～6・4.5・6(洋)・LDK		県	県管理
102	中耐3階	6・6・4.5(洋)・DK～6・6・6(洋)・DK		県	県管理
840	中耐5階	6・3(洋)・K～6・6・4.5・4.5(洋)・DK		県・個人	自治会等管理
67	高層7階	6・7(洋)・LDK～6・7(洋)・5.5(洋)・LDK		県	県管理
100	中耐3階	6・8(洋)・LDK～6・6(洋)・6(洋)・LDK		県	県管理
1,554					

- 注) 1 [駐車場の有・無及び管理(区分)] 欄のうち、「自治会等管理」は自治会又は自動車部会等が運営しています。「県管理」は有料駐車場として県が管理している団地です。自治会等管理の団地は車庫証明の発行ができません。
 2 [風呂の設置区分] 欄の「個人」は風呂釜及び浴槽は入居者で設置(購入)していただく団地です。
 3 県営住宅に網戸は設置されていません。従って、入居者の自己負担で設置していただきます。
 また、団地によっては、玄関チャイム・インターホン等の設備も付いておりません。

大村地区 県営住宅一覧表

団地名	所在地 (住所ではありません)	校区		最寄りのバス停	建設年度
		小学校	中学校		
植松	大村市植松3丁目806-1	中央	西大村	植松	H3・4
久原	〃 木場1丁目1096	旭が丘	大村	北門前又は後木場	H1～5
常盤	〃 赤佐古町123-1	旭が丘	大村	田の平橋	S50・51
玖島	〃 玖島3丁目617-1外	旭が丘	大村	田の平橋	S63
三城	〃 三城町1011	三城	大村	本堂川橋	S53・54
久原第二	〃 久原1丁目1173-1	大村	玖島	国立入口	S51・52
本小路	〃 玖島2丁目93-6	大村	玖島	下岩船	S58
松山	〃 松山町882-3外	放虎原	桜が原	松山	S55・56
桜馬場	〃 桜馬場1丁目218-1	放虎原	桜が原	桜馬場	S59～61
合計					

全戸数	構造	間取り	家賃	風呂設置区分	駐車場の有・無および管理(区分)	
52	中耐3・4階	6・6・DK～6・6・4.5(洋)・4(洋)・LDK	<small>入居申込み世帯で収入のある方を世帯の1年分(総所得から公営住宅法施行令に規定する控除額を控除し12ヶ月で除した月額)で決定されます。</small>	県	県管理	
120	中耐3階	6・4.5・DK～6・6・6(洋)・6(洋)・LDK		県	県管理	
36	中耐3階	6・6・DK～6・6・4.5・4(洋)・DK		県	県管理	
48	中耐3階	6・4.1(洋)・4.1(洋)・LDK		県	県管理	
54	中耐3階	6・6・LDK～6・6・6(洋)・DK		個人	県管理	
60	中耐5階	6・6・DK～6・6・4.5(洋)・DK		県	県管理	
24	中耐3階	6・4.5(洋)・LDK～6・6・6(洋)・DK		個人	県管理	
90	中耐5階	6・6・6(洋)・DK		県	県管理	
72	中耐4階	6・6・4.5(洋)・DK～6・6・6(洋)・DK		県	県管理	
556						

- 注) 1 [風呂の設置区分] 欄の「個人」は風呂釜及び浴槽は入居者で設置(購入)していただく団地です。
 2 県営住宅に網戸は設置されていません。従って、入居者の自己負担で設置していただきます。
 また、団地によっては、玄関チャイム・インターホン等の設備も付いておりません。

P 7 7-(3) 県税の未納がない証明書の発行窓口（県振興局税務部）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
長崎振興局税務部	〒850-0033 長崎市万才町 3-17 長崎振興局万才町庁舎 5 階	Tel 095-820-7133 Fax 095-821-0326
県央振興局税務部	〒854-0071 諫早市永昌東町 9 番26号ニューウインドビル 2 階 (駅前バスターミナルに隣接するビルです)	Tel 0957-22-0508 Fax 0957-22-2239
県北振興局税務部	〒857-8502 佐世保市木場田町 3-25	Tel 0956-25-5031 Fax 0956-23-3128

窓口に行かれる方は、認印並びに運転免許証等（公的機関発行のもの）が必要です。
同居の家族以外の方が、代理で請求される場合は委任状が必要です。

《メ モ》

県営住宅入居申込書兼誓約書 (本人控：郵送受付の方は必ずお手元に保管してください)

太枠の中のみ記入してください。

コード				募集区分	申込する「団地枠名」	募集区分	申込回数 R3年4月以降
年度	事務所	新築・空家の別	第○期	1 定期 2 随時	本原-1	一般 09 老人 01 心身障害 10 高齢小 02 車椅子 11 多子 07 母子 14 新婚 08 ひとり親 15 子育て	回数
505		1 新築 2 空家					

長崎県知事様 申込日 令和 5 年 5 月 25 日

私は申込み資格がありますので、下記のとおり県営住宅に申し込みます。仮当選した場合は資格審査に必要な書類を全て期限内に提出します。また、入居資格について関係部署に照会することに同意します。なお、下記【申込みの無効・失格事項】に該当する場合は申込みを無効とされ、もしくは入居後に住居の明渡を請求されても異議をもちません。以上誓約いたします。

(入居時の名義人)

申込者氏名 長崎太郎 ※2枚目にも押印ください。

〒 852-8122 長崎県 長崎市 西山台1丁目3-2

西山台アパート201号

自宅 095-848-8093
携帯(申込者) 080-9876-1234

名称 〇〇商事株式会社
所在地 〒850-0861 長崎市 江戸町2-1
電話番号 095-822-5178

I 種別 D コード	フリガナ 氏名(漢字)	性別	等級	生年月日			年齢	職業	種類の 保険の			
				年	月	日						
01 01	ナガサキ タロウ 長崎太郎	男	2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	4	7	0	1	0	1	51	会社員	協会
02 12	ナガサキ フミエ 長崎文江	女	2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	4	8	0	3	0	1	50	無職	〃
03 21	ナガサキ イチロウ 長崎一郎	男	2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	1	3	1	0	2	1	21	大4	〃
04 31	ナガサキ リツコ 長崎律子	女	2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	1	5	1	1	1	4	19	大2	〃
05												
06												

※ご注意

【申込みの無効・失格事項】

次のような場合は申込みを無効とします。仮当選しても失格となります。なお、入居資格の失格事項については、P6にも詳しく記載してありますのでご参照ください。

- 1 申込み資格要件を満たさないとき。
- 2 入居申込書に虚偽・不正や誤った記載があったとき。
- 3 申込者や同居親族が同一地区内又は複数地区において重複して申込みをしたとき。
- 4 家族を不自然に分割又は合併して申し込んだとき(離婚調停中等、離婚未成立の場合を含みます。)
- 5 必要事項が記載されていなかったり記載内容が不明瞭なとき。
- 6 入居申込者及び同居親族が暴力団員であることが判明したとき。

抽選場所

抽選日時

令和 年 月 日 ()

午前・午後

時 分から

【記入例】 赤字の例にならって記入してください。

所有する「結果通知はがき」の記入欄										左に○印をしたはがきの枚数	
令和3年度		令和4年度				令和5年度					
1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	3 枚
				○		○	○				

お持ちの令和3年度以降の「結果通知はがき(補欠・落選)」について年度・期の合致する所に○印を入れてください。枚数欄にはその「はがき」の枚数を記入します。枚数の記入が無い場合は枚数は0とします。○印と枚数に差がある場合は数が少ない方を採用します。「はがき」が4枚以上の方には優遇措置をいたします。優遇措置を受ける方は「はがき」の提示をしていただきます。窓口受付の方は受付時、郵送受付の方は資格審査時に持参のうえ提示してください。提示がないと優遇措置は受けられません。郵送受付の方は失格となります。

希望住戸順位表 募集団地枠内の全ての住戸を記入してください。※1戸の場合でもご記入ください。

希望順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
住棟名	D-4 棟	D-3 棟	D-1 棟							
住戸番号	607 号	305 号	209 号							

・申込みする団地枠内の全ての住戸(住棟名・住戸番号)を希望する順位で記入します。募集が1戸でも記入してください。団地枠内の全ての住戸が記入していない場合受付はできません。

・団地枠をまたいで申込みはできません。

・抽選玉の出た順番を仮当選の順位とし、仮当選者があらかじめ希望した順位で住棟・住戸を決定していきます。

住宅困窮の現状及び住宅状況申告書

(ご注意) この申告書の記載内容が事実と相違するときは、申込みは無効となり、もしくは、入居後に住宅の明渡しをされることとなりますので、ご注意ください。特に、問5、問6については、支払状況をよく確認のうえ、記入してください。

◎住宅困窮の現状 各項目の該当する記号・番号に○をつけ、又は、数字及び必要事項を記入してください。

1 現在の住宅の構造・設備・間取り等に問題がある。 (ア) 住宅以外の建物(事務所・工場・倉庫)など (イ) 老朽住宅(土台等の腐れ、雨漏り、倒壊の危険) (ウ) 衛生上、有害(日照、風通し、湿気・害虫・悪臭・騒音) (エ) 間取りが狭い (オ) 設備が悪い(炊事場・便所・浴室・その他()) (カ) その他()	7. 立ち退き要求を受けているが、適当な住宅がない。 (ア) 国・県・市等の公共事業 (イ) 家主の使用又は都合による (ウ) 競売による 立ち退き期限はいつですか 令和 年 月 日
2 周辺環境が悪い。 (ア) 交通機関のある所まで遠い (イ) 道路・通路が急で階段等が多い (ウ) その他()	8. 結婚により住宅を探している。 入籍日又は入籍予定日 令和 年 月 日
3. 元配偶者・両親・兄弟等と同居中であるが、世帯を分ける。	9. その他(具体的に記入してください。)
4. 職場までの通勤距離が遠い所に住んでいる。	
5. 転勤・転職のため住宅を探している。	
6 毎月の収入に比べて家賃が高い住宅に住んでいる。	上記1~9で1番困っている番号 6

◎現在の住宅の状況 各設問について該当する記号に○をつけ、又は、数字を記入してください。

問1. 住宅の種類は次のどれに当てはまりますか。 (ア) 民間借家(1戸建・長屋建、 アパート) (イ) 公営住宅等(県・市町村・公団・公社・雇用促進) (ウ) 社宅・官舎 (エ) 親族の家(所有者の続柄) (オ) 間借り・下宿・寮 (カ) 持ち家() (キ) その他()	問3. 住宅の間取りは。 3 K・DK・LDK
問2. 住宅の構造は次の内どれですか。 (ア) 木造 (イ) 鉄筋コンクリート (ウ) 鉄骨 (エ) その他	問4. 1ヶ月の家賃はいくらですか。(駐車場を除く) 58000 円/月
	問5. 家賃の支払い状況。公的賃貸住宅の家賃支払いに (ア) 未納がある (イ) 未納がない
	問6. 国・県・市町村税(国民健康保険税等を含む)の支払状況。 (ア) 未納がある(分納中を含む) (イ) 未納がない

(切り取らないで、そのままお書きください。)

県営住宅抽選結果通知書

太線枠内の「団地枠名」「募集区分」を記入してください。

団地枠名	団地		抽選番号
募集区分	一般	高齢小	その他

令和 年 月 日の抽選の結果は次のとおりです。

仮当選	順位	番
-----	----	---

補欠番	●補欠者の方は、仮当選者が失格若しくは辞退した場合、補欠順位に従って別途通知します。通知がない場合は今回の補欠者の権利は消滅します。補欠者の有効期限は受付月の翌月末日までです。
-----	--

落選	●3年4月以降、4回以上の申込みをし落選された方について、抽選の優遇扱いをいたしますので、補欠者並びに落選者の方はこの通知書を大切に保管してください。 ●5回目以降の申込みの際、その都度通知書を全部提示してお申し込みください。提示が無い場合は優遇扱いできませんのでご注意ください。
----	---

※ この通知書は、申込み回数を証明するものです。なお、通知書の再発行はいたしませんので、大切に保管ください。

県営住宅抽選結果通知書

太線枠内の「団地枠名」「募集区分」を記入してください。

団地枠名	横尾-1 団地		抽選番号
募集区分	一般	高齢小	その他 新婚

募集住宅（全住戸）家賃等一覧表

団地枠名	募集区分及び戸数	棟	部屋番号	間取
横尾-1	一般(2) ひとり親(1) 新婚(1)	A	201	
		B	305	
		C	201	
		F	402	

切手欄に必ず所定の金額の切手を貼ってください。貼っていない場合、料金不足の場合郵送いたしません。仮当選の方にはこの結果通知書で「書類審査・入居説明会」のご案内もいたします。必ず切手を貼り付けてください。

県営住宅抽選番号通知書

太線枠内の「団地枠名」「募集区分」を記入してください。

団地枠名	団地		抽選番号
募集区分	一般	高齢小	その他

抽選会の開催について

先に申込みいただいた県営住宅の公開抽選を下記により行います。出欠は当落に関係ありません。

- 日時 令和 年 月 日
午前・午後 時 分から
- 場所

県営住宅抽選番号通知書

太線枠内の「団地枠名」「募集区分」を記入してください。

団地枠名	横尾-1 団地		抽選番号
募集区分	一般	高齢小	その他 新婚

募集住宅（全住戸）家賃等一覧表

団地枠名	募集区分及び戸数	棟	部屋番号	間取
横尾-1	一般(2) ひとり親(1) 新婚(1)	A	201	
		B	305	
		C	201	
		F	402	

自活状況申立書

1 現在の生活状況

(1) あなたの現在の住居は

①自宅 ②公営住宅又は公共的団体住宅 ③借家 ④間借 ⑤その他 ()

(2) あなたの住んでいる住宅階層は

①1階 ②2階 ③3階以上

(3) 現在同居している人は

氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢

(4) あなたの身体について

①障害が ある ない

②障害がある場合は障害の程度 第 級 障害の部位 ()

③補装具を使用していますか いる いない 補装具の種別 ()

(5) あなたの今までの生活について

①買物等外出する用事は 1人でしている ()に頼んでいる

②身の廻りのことについて 1人でしている ()に頼んでいる

2 公営住宅に入居した場合の生活状況

(1) 日常生活状況について

区分	できる	できない
①炊事は自分でできますか		
②買物	〃	
③食事	〃	
④排便は普通の便所で1人でできますか		
⑤入浴は自分でできますか		
⑥掃除洗濯は自分でできますか		
⑦住居の出入は自分でできますか		

(2) (1)で「できない」項目についてそれをどのように補うつもりですか

3 その他…緊急時の連絡先及び身元引受者 (必ず2名の方をご記入ください。)

氏名	続柄	住所	電話

上記申立てのとおり相違ありません

令和 年 月 日

長崎県知事様

住所

氏名

印

婚約証明書

申込者 氏名 _____

住所 _____ TEL _____

婚約者 氏名 _____

住所 _____ TEL _____

上記の両名は、令和 年 月 日婚約し、令和 年 月 日挙式（入籍）
予定であることを証明します。

令和 年 月 日

申込者の親族 氏名 _____ ⑩

(続柄) 住所 _____

婚約者の親族 氏名 _____ ⑩

(続柄) 住所 _____

A

給与証明書

氏名

採用年月日：令和 年 月 日

※募集案内のP8・9・収入を証明する書類表中給与所得者の方で、②に該当する方のみ使用してください。

なお、1年を超えている場合は、募集月の前月分から過去1年間を記入してください。

※非課税通勤手当ては記入しないでください。

月 分	本 給 (A)	手 当				賞 与 (ボーナス) (C)	給 与 総 額 (A + B + C)
		手 当	手 当	手 当	手 当 計 (B)		
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
年 月							
計							

※ 計欄も必ず記入してください。

住 所 電話 ()

給与支払者

名称及び
氏 名

㊞

退職（予定）証明書

現住所 _____

電 話 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 _____ 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

上記の者について、下記のとおり相違ないことを証明します。

記

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日付をもって退職する（予定である）。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所 在 地

社 名

代 表 者

電 話

代表者印

県営住宅入居辞退届

令和 年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名

①

わたしは、令和5年度長崎県営住宅（①第 期募集 ②通年募集）において、
県営住宅 団地 棟 号に仮当選（補欠繰り上がりを含む。）
いたしましたが、下記の理由により辞退します。

このため、これまでの当該応募にかかる抽選結果通知はがきを全て公社へ返却したうえ、今後、改めて県営住宅に応募する際は、1回目として受付されることに異議を申し立てません

《理 由》

※県営住宅は、住宅に困窮している世帯を対象に募集を行っております。このため申込時には、住宅困窮の現況を自ら申告いただいておりますので、辞退にあたっては、具体的、かつ明確な理由を必ずご記入ください。

※辞退届の提出期限は、辞退申し出があった日を含め3日間です。

長崎県住宅供給公社事務所のご案内図

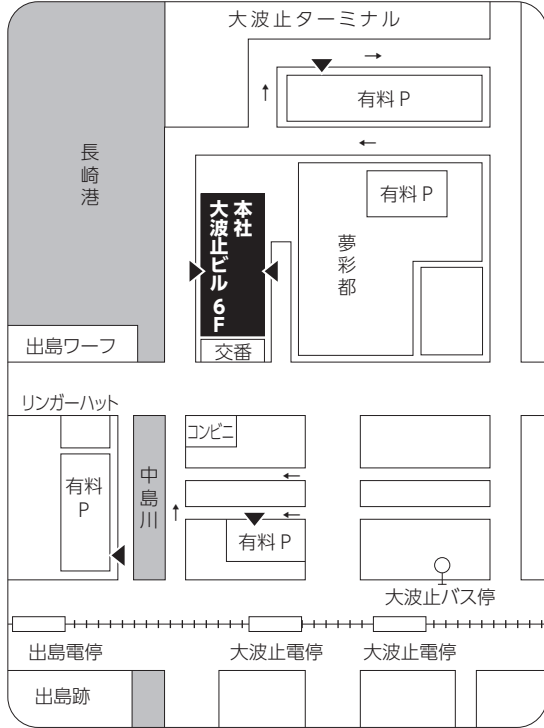
諫早事務所

〒854-0074 諫早市山川町1番地4-1
西諫早地区センター内
Tel(0957)26-9053 Fax26-9054



本社

〒850-0035 長崎市元船町17番1号
長崎県大波止ビル6階
Tel(095)823-3050 Fax824-1765



各地区公社とも専用駐車場はありません。

大村事務所

〒856-0826 大村市東三城町7-7
寿々木ビル1階(旧ジブラルタ生命ビル)
Tel(0957)52-6825 Fax52-8263



佐世保事務所

〒857-0043 佐世保市天満町1番27号
長崎県北振興局天満庁舎6F
Tel(0956)22-9612 Fax22-9618



県営住宅 令和5年度 募集日程一覧表

●注意事項等（各地区共通）

- 1 申込受付は原則郵送です。郵送受付消印期限日厳守をお願いします。
- 2 やむを得ず窓口申込をされる場合の、受付時間は下記申込受付日の午前9時30分から午後4時までです。なお、土日は午後0時から午後1時の時間帯は対応ができません。
- 3 大村事務所は土日の窓口受付を行いません。土日に申し込みを行いたい方は、他地区の事務所にお越しく下さい。
- 4 各地区とも会場の駐車場は利用できません。お車の方はお近くの有料駐車場をご利用ください。
- 5 鍵渡しの日程、会場は、各地区毎に事前にお知らせします。
- 6 募集に関するお問い合わせは、直接、各地区の住宅公社にお尋ねください。

長崎地区

【受付・抽選会・書類審査／入居説明会】長崎県住宅供給公社

【申込書の送付先】〒850-0035 長崎市元船町17番1号 長崎県大波止ビル6階

募集時期	第1期	第2期	第3期	第4期
募集住宅一覧表配布日	5月12日(金)から	8月4日(金)から	10月27日(金)から	1月12日(金)から
配布場所	住宅公社各事務所・県庁本館・長崎振興局・長崎振興局税務部・長崎市の各地域センター、市民サービスコーナー、アマランス及び住宅課・時津町役場・長与町役場			
郵送受付消印期限	5月22日(月)まで	8月14日(月)まで	11月6日(月)まで	1月22日(月)まで
窓口申込受付日	5月26、27、28、29日 (金、土、日、月)	8月18、19、20、21日 (金、土、日、月)	11月10、11、12、13日 (金、土、日、月)	1月26、27、28、29日 (金、土、日、月)
抽選日	6月2日(金)	8月25日(金)	11月17日(金)	2月2日(金)
書類審査 入居説明会	6月13、14、15、16日 (火、水、木、金)	9月5、6、7、8日 (火、水、木、金)	11月28、29、30、12月1日 (火、水、木、金)	2月13、14、15、16日 (火、水、木、金)
入居可能日	7月10日(月)	10月2日(月)	12月25日(月)	3月11日(月)

佐世保地区

【受付・書類審査／入居説明会】長崎県住宅供給公社 佐世保事務所

【抽選会】県北振興局天満庁舎6階会議室

佐世保市天満町1番27号

【申込書の送付先】〒857-0043 佐世保市天満町1番27号 長崎県県北振興局天満庁舎6階

募集時期	第1期	第2期	第3期	第4期
募集住宅一覧表配布日	5月12日(金)から	8月4日(金)から	10月27日(金)から	1月12日(金)から
配布場所	住宅公社各事務所・県北振興局建築課・佐世保市役所・同各支所及び行政センター・同市営住宅管理センター・佐々町役場			
郵送受付消印期限	5月22日(月)まで	8月14日(月)まで	11月6日(月)まで	1月22日(月)まで
窓口申込受付日	5月26、27、28、29日 (金、土、日、月)	8月18、19、20、21日 (金、土、日、月)	11月10、11、12、13日 (金、土、日、月)	1月26、27、28、29日 (金、土、日、月)
抽選日	6月2日(金)	8月25日(金)	11月17日(金)	2月2日(金)
書類審査 入居説明会	6月13、14、15、16日 (火、水、木、金)	9月5、6、7、8日 (火、水、木、金)	11月28、29、30、12月1日 (火、水、木、金)	2月13、14、15、16日 (火、水、木、金)
入居可能日	7月10日(月)	10月2日(月)	12月25日(月)	3月11日(月)

諫早地区

【受付・抽選会・書類審査／入居説明会】長崎県住宅供給公社 諫早事務所

【申込書の送付先】〒854-0074 諫早市山川町1番地4-1 西諫早地区センター内

募集時期	第1期	第2期	第3期	第4期
募集住宅一覧表配布日	5月12日(金)から	8月4日(金)から	10月27日(金)から	1月12日(金)から
配布場所	住宅公社各事務所・県中央振興局建築課・諫早市建築住宅課・同飯盛支所及び多良見支所産業建設課			
郵送受付消印期限	5月22日(月)まで	8月14日(月)まで	11月6日(月)まで	1月22日(月)まで
窓口申込受付日	5月26、27、28、29日 (金、土、日、月)	8月18、19、20、21日 (金、土、日、月)	11月10、11、12、13日 (金、土、日、月)	1月26、27、28、29日 (金、土、日、月)
抽選日	6月2日(金)	8月25日(金)	11月17日(金)	2月2日(金)
書類審査 入居説明会	6月14日、15日 (水、木)	9月6日、7日 (水、木)	11月29日、30日 (水、木)	2月14日、15日 (水、木)
入居可能日	7月10日(月)	10月2日(月)	12月25日(月)	3月11日(月)

大村地区

【受付・抽選会・書類審査／入居説明会】長崎県住宅供給公社 大村事務所(東三城町7-7 寿々木ビル1階)

【申込書の送付先】〒856-0826 大村市東三城町7-7 寿々木ビル1階

募集時期	第1期	第2期	第3期	第4期
募集住宅一覧表配布日	5月12日(金)から	8月4日(金)から	10月27日(金)から	1月12日(金)から
配布場所	住宅公社各事務所・県中央振興局建築課・大村市役所建築課			
郵送受付消印期限	5月22日(月)まで	8月14日(月)まで	11月6日(月)まで	1月22日(月)まで
窓口申込受付日	5月26、29日 (金、月)	8月18、21日 (金、月)	11月10、13日 (金、月)	1月26、29日 (金、月)
抽選日	6月1日(木)	8月24日(木)	11月16日(木)	2月1日(木)
書類審査 入居説明会	6月13日(火)	9月5日(火)	11月28日(火)	2月13日(火)
入居可能日	7月10日(月)	10月2日(月)	12月25日(月)	3月11日(月)



長崎県



長崎県住宅供給公社